

平成14年度

包括外部監査の結果報告

平成15年2月

目黒区包括外部監査人

公認会計士 梅澤厚廣

特定の事件名（テーマ）

I 補助金に関する事務の執行について

II 財政援助団体の財務事務及び経営の管理について

財団法人目黒区芸術文化振興財団
財団法人目黒中小企業勤労者サービスセンター
社会福祉法人目黒区社会福祉事業団

I 補助金に関する事務の執行について

目 次

第1． 外部監査の概要	1
1． 外部監査の種類	1
2． 特定した事件（監査のテーマ）及び監査対象年度	1
(1) 外部監査対象	1
(2) 外部監査対象期間	1
3． 監査のテーマ選定の背景と理由	1
4． 外部監査の方法	1
(1) 監査の要点	1
(2) 外部監査の主な監査手続	2
5． 外部監査の実施期間	2
6． 外部監査人補助者の資格と人数	2
第2． 外部監査対象の概要	3
1． 補助金の意義	3
2． 補助金の問題点	3
3． 補助金の交付手続	4
4． 補助金の歳出決算額	4
第3． 監査の結果及び意見	7
1． 補助金交付要綱等に関連する事項	7
(1) 補助金の交付にあたり要綱を作成すべきもの	7
(2) 研究費助成事業要綱が適切でないもの	7
2． 補助金交付申請書に関連する事項	8
(1) 補助金として申請するものではなく区からの融資によるべきもの	8
(2) 補助事業の内容に適切を欠くもの	8
(3) 事業計画書の記載要件と作成時期を改善する事が望ましいもの	9
(4) 申請手続きを適時に行うべきもの	10
3． 補助金額の算定・交付に関連する事項	10
(1) 補助金の算定基礎が曖昧にされているもの	10
(2) 交付条件・実績等が不明で適切でないもの	11
(3) 補助金の配分方法に検討を要するもの	11
(4) 補助金の一本化等を検討すべきもの	12
(5) 補助事業を区分経理した決算書を作成する事が望ましいもの	12

4. 補助金の実績報告書に関連する事項	13
(1) 実績報告書と収支決算報告書の補助金対象科目が不明確なもの	13
(2) 収支決算書等の記載に誤りがあるもの	14
(3) 決算書の明瞭表示が望まれるもの	16
(4) 補助金の実績報告書が遅延等しているもの	18
5. 補助金の使途の内容ならびに検査に関連する事項	18
(1) 補助金の使途について見直しすべきもの	18
(2) 実績について適切な方法により報告させ内容を検討すべきもの	19
(3) 補助金で購入した備品の帰属が不明確なもの	20
(4) 補助金の精算金額が不適切なもの	20
(5) 補助対象経費が不適切なもの	21
(6) 物件費から人件費への転用が行われ適切を欠くもの	21
6. 補助金の評価等に関連する事項	21
(1) 補助団体の経営自主化の評価をし、補助金額の算定を毎年検討すべきもの	21
(2) 補助団体の牽制機能については是正すべきもの	23
第4. 監査結果に基づく提言	24
(1) 交付申請書の検討について	24
(2) 実績報告書の検討について	24
(3) 補助金の現行規則の改正について	24
(4) 補助金の評価について	25
第5. 利害関係	25
付表	26

補助金に関する事務の執行について

第 1. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

目黒区条例第 35 号（目黒区外部監査契約に基づく監査に関する条例）第 2 条に定める地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に規定する目黒区との包括外部監査契約に基づく監査。

2. 特定した事件（監査のテーマ）及び監査対象年度

(1) 外部監査対象

補助金に関する事務の執行について

(2) 外部監査対象期間

主として平成 13 年度執行分、ただし、必要に応じて平成 14 年度及び過年度分についても監査した。

3. 監査のテーマ選定の背景と理由

目黒区が区内の各種団体に補助している補助金の額は、予算編成概要によると平成 13 年度で 16 億 8,491 万余円であり、補助団体区分で見ると 61 項目（補助団体数 254 団体）におよんでいる。現在、目黒区においては厳しい財政状況の下、第 2 次行財政改革大綱を策定し、補助金の見直し等を含む事務事業全般についての改革を進めているところである。

今回の監査にあたっては、補助を行っている全 61 項目に対する補助金について合規性のみならず、経済性、効率性、有効性の観点から補助金事務の執行について監査する必要性を認めた。

4. 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 補助金は公益上必要と認められる事業又は団体に交付されているか。
- ② 補助金の交付目的、補助対象事業の内容及び支出の範囲・費目が明確となっているか。
- ③ 補助金の交付対象は法令、条例、規則、要綱等に適合しているか。
- ④ 補助金の交付申請書の提出手続は適時かつ適切に実施されているか。
- ⑤ 補助金の算定方法、交付方法、交付時期、交付手続等は適正か。
- ⑥ 補助対象事業と交付先団体の独自の事業との区別が明確になっているか。
- ⑦ 事業計画書、予算書、決算書等と所管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等との整合性はとれているか。
- ⑧ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。
- ⑨ 補助効果の観点から、整理、見直しをすべきものはないか。

(2) 外部監査の主な監査手続

各所管部課ごとの補助金について、名称、補助の根拠、過去3年間の予算額・決算額・返還額の実績、補助の開始時期、補助金の態様、補助団体の事業、補助金の性格等について事前調査を行い、監査の実施に当たっては、補助金の交付要請から確定までの一連の関係書類・関係諸帳簿の調査及び証拠書類との照合、関係者への質問等の監査手続を実施した。

5. 外部監査の実施期間

平成14年7月3日から平成15年2月7日まで

6. 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士	2名	佐藤紀彦	宗直樹
行政実務経験者	1名	都筑宏充	

第 2. 外部監査対象の概要

1. 補助金の意義

(1) 補助金については、地方自治法第 232 条の 2 において「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄付又は補助をすることができる」と規定されている。すなわち、補助金は、地方公共団体が特定の事務事業に対し公益性を認めて、その事務事業の奨励・促進を図るため、反対給付を求めることなく交付される金銭的給付である。

補助金には、法令等に基づくもの（これを法律補助という。）と予算措置によるもの（これを予算補助という。）がある。地方公共団体は、地域社会の公益目的達成のため、様々な団体や事業に補助金を支出し公益活動の支援を行っている。

(2) 補助金は地方公共団体の行政にとって、公益上必要と認めた特定の政策目的達成のための手段として重要な機能を有するものである。行政は特定の団体や事業の公益性に着目し、この団体等に補助金を支出することにより行政が目的とする政策を間接的に実行しようとするものである。

(3) 補助金には次のような役割がある。

- ① 社会福祉事業のように、一般の企業では採算の取れないため行われにくい事業に対して地方公共団体が補助金を支出することにより、社会福祉事業の増進を図る。
- ② 文化の保護や教育活動の奨励のために、これらの活動の担い手に対して補助金を支出することにより文化教育水準の維持・発展を図る。
- ③ 農業・鉱業・商業の地域産業の保護・育成を行っている団体や事業に対して補助金を支出することにより、地域産業の基盤を整備する。
- ④ 住民の生活環境を守るために活動している団体や事業に補助金を支出することにより、住民の安全を図る。

2. 補助金の問題点

補助金は行政上重要な役割を持つ反面、補助金の特性から以下の問題点が指摘されている。

- (1) 補助金が反対給付のない金銭の給付であるという特性を有するため、その執行が濫費に陥りやすいこと。
- (2) 補助金の公益上の必要性が抽象的、相対的であるため、補助の要否の決定についての客観的判断基準の確立が困難であること。
- (3) 補助金が補助事業者の自立や事業意欲を減退させ、行政へ依存する体質になりやすいこと。

したがって、補助金は過去幾多の行財政改革において整理合理化の必要性が指摘され、常に公益性の判断で客観的にかつ公平に見直すことが要請されている。

目黒区においては、平成 9 年度に各種補助金について一律 10%を基準に削減を行い約 1,260 万円の予算カットを行っている。また、平成 13 年度においても公益法人の補助金見直しということで、人件費を除く、経常経費の 5%削減を行い約 732 万円の補助金を減額している。しかしながら、補助金の大半を占める人件費についての見直しを行っていないため、金額的についてみると抑制の効果は僅かにとどまっているのが現状である。

3. 補助金の交付手続

補助金の交付は、一般的に、目黒区補助金交付等規則（昭和 43 年 3 月施行）並びに各補助金ごとの交付要綱に基づき、以下の流れで手続を行うことになっている。

手 続 の 流 れ		交 付 手 続	
補助事業者等	→	目 黒 区	① 補助金等交付要望書
目 黒 区	→	補助事業者等	② 補助金等の交付予定を通知
補助事業者等	→	目 黒 区	③ 補助金等交付申請書の提出
目 黒 区	→	補助事業者等	④ 補助金等の交付決定の通知
補助事業者等	→	目 黒 区	⑤ 実績報告書の提出 決算書を添付
目 黒 区	→	補助事業者等	⑥ 補助金等確定通知書

目黒区補助金交付等規則においては、「補助金等の額の決定等」及び「補助金等の交付の時期等」について規則に条文化されていないが、通常、補助事業等の成果の報告（実績報告書）を受けた場合に、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等を実施し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容・条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知することになる。また、事業完了後、実績に基づき予算の範囲内で交付する場合もあるが、目黒区においては通常、事業開始前に概算払いで一括して事前交付し、事業終了後に精算手続を行っている。

なお、別項提言で述べているところであるが、⑥の補助金等の確定通知書の手続きがなされていない。

4. 補助金の歳出決算額

今回、外部監査の対象とした補助金は平成 13 年度目黒区予算編成概要に記載されている団体補助金を交付されている 61 補助団体(補助項目別)であるが、記載されていないものが 9 補助団体あり、付表のとおり合計 70 補助団体について監査を行った。なお、補助金の交付を受けている団体数という意味で細かくカウントすると住区住民会議は 22 団体、防災区民組織は 91 団体等であり、合計 292 団体に及んでいる。

これら補助金を所管・執行している部課別並びに金額は次表のとおりである。

部課別補助金及び補助項目別数調べ

() 内は団体数。

部	課 別	補 助 項目数	交付確定額 (千円)	団 体 名
総 務 部	総 務 課	2(3)	12,990	目黒区私立幼稚園協会、区職員退職者 会 2 団体
	国際交流担当課	1	49,502	国際交流協会
	人 事 課	1	66,395	職員互助会
	契 約 課	1	378	土地開発公社
	防 災 課	2(92)	16,525	防災区民組織、目黒消防団
区民生活部	地 域 振 興 課	5(17)	27,662	防犯協会、町会連合会、区民まつり実 行委員会他 2 団体
	税 務 課	1	1,466	納税貯蓄組合連合会
	産 業 経 済 課	8(9)	163,233	目黒区商店街連合会、工業団体連合会 他 7 団体
	各地区サービス 事 務 所	2(37)	30,370	住区住民会議、住区まつり実行委員会
健康福祉部	健康福祉計画課	8	267,516	目黒区医師会、歯科医師会他 6 団体
	健 康 推 進 課	6(13)	117,896	柿の木坂サンハウス運営委員会、みき の会他 11 団体
	高 齢 福 祉 課	6(67)	319,244	目黒区シルバー人材センター、愛隣会 他 65 団体
	障 害 福 祉 課	13	188,195	もえぎの会、ミチル会作業所他 11 団体
	生 活 福 祉 課	1	288	目黒区遺族会
	保 育 課	1(15)	160,916	保育所及び認可外保育施設運営団体 等 15 団体
都市整備部	都 市 計 画 課	1	115,035	めぐろ街づくり公社
	道 路 管 理 課	1(2)	1,890	交通安全協会 (目黒、碑文谷)
環境清掃部	ごみ減量課	1	60,580	リサイクルめぐろ推進協会
区 議 会	区議会事務局	2	1,920	区議会議員待遇者会、議員互助会
教育委員会	企 画 調 整 課	4	202,125	目黒区芸術文化振興財団、目黒区教育 会他 2 団体
	指 導 課	1	1,800	目黒区立学校教職員互助会
	地 域 学 習 課	2	1,398	目黒区立小,中 PTA 連合会
合 計		70(292)	1,807,824	

この補助金額の平成 13 年度歳出決算に占める割合をみると、1.63%となっており目黒区が区民生活に密着した種々の行政を行っていく上で重要な機能をはたしている。これを平成 12 年度決算に比べると 1.46%の増加となっている。

補助金を目的別にみると民生費（健康福祉部の関係）が、10 億 5,405 万余円でもっとも多額で、次いで商工費、教育費の順になっている。

また、区の出資関係団体に対する補助金は国際交流協会、土地開発公社に対する運営費補助等で 7 団体に支出され、金額的にみると 6 億 2,403 万余円で 34.6%を占めている。

なお、補助団体数が多数に及んでいる補助金の主なものは防災区民組織（92 団体）と 5 地区サービス事務所を通じての補助（37 団体）及び高齢福祉課による補助（67 団体）であり、その概要は次のとおりである。

- ① 防災区民組織（92 団体）に対する補助については、災害対策基本法第 5 条 2 項に基づき、大震災時における被害軽減を目的にして、様々な防災活動を行う目黒区内の町会・自治会を母体とする防災組織（平成 13 年度は 91 組織）に補助金を支給している。
- ② 5 地区サービス事務所を通じての補助（37 団体）は目黒区にある各住区センターにある 22 の住区住民会議と各住区の住区まつり実行委員会（平成 13 年度実施は 15 団体）からなっている。住区住民会議に対する補助は「豊かなコミュニティの形成」と「ふれあいと活力のあるまち」の実現に資するため、主として人的交流を主体にした地域活動に一住区 130 万円を限度とし補助金を支給している。また住区まつりは「住区イベント実施の要領」等に基づき、毎年住区内の全ての人々が参加出来るようなイベント開催に、各住区のイベントに 20 万円を限度として補助している。
- ③ 高齢福祉課による補助（67 団体）の主なものは、区内の老人クラブ 44 団体に対する運営費補助及び区内、区外で民間福祉法人 18 団体が行っている特別養護老人ホームに対する建設費補助である。

なお、財団法人目黒区芸術文化振興財団、財団法人目黒区中小企業勤労者福祉サービスセンター、社会福祉法人目黒区社会福祉事業団の出資関係団体 3 団体については、補助金の経理のみならず、事務局及び施設の視察を行い、団体についての財務状況、業務運営、経営改善の状況等事業全般について監査を実施した。このため、当該 3 団体の補助金に対する監査結果は別途報告をしている。

第3. 監査の結果及び意見

監査の結果、措置すべき指摘事項について、補助金の事務手続の流れに沿って以下記載する。
なお、金額は平成13年度の補助金執行金額である。

1. 補助金交付要綱等に関連する事項

(1) 補助金の交付にあたり要綱を作成すべきもの

総務部総務課、各部課：補助金交付事務

補助金の交付にあたっては目黒区補助金等交付規則により、交付申請、交付決定等に関する基本的事項は規定されている。また、補助団体ごとの具体的な事務手続に関しては、個々の補助金の特性に応じて交付要綱を定めているのが通常である。

しかし、個別の交付要綱が作成されていない事例が防犯協会に対する補助事業ほか18事業ある。要綱は補助事業を適正に執行する上で必要不可欠なものであり、補助事業者に補助内容・補助の条件等誤解を生じさせないよう文書化し、明確に規定しておくべきである。このような観点から交付要綱が定められていない補助金については要綱を速やかに作成、整備することが望ましい。

(2) 研究費助成事業要綱が適切でないもの

区民生活部産業経済課：目黒3MA会、メネビスクラブ、工業団体連合会

研究開発に対する助成金 2,020,000 円

目黒区内に所在地を有する中小企業で構成される異業種交流団体が事業の研究・開発を通じて新たな事業展開等を図るために行う活動について、経費の一部を補助し中小企業の事業活動の活性化を促進する制度がある。

その実施要綱によれば、異業種交流グループによる研究・開発に対して50万円を限度とし助成することとしている。しかしながら、目黒3MA会ほか2団体に対して、研究・開発に係る補助とは別に要綱には規定されていない会の運営費補助金を昭和53年度から毎年20万円ずつ助成している。

運営費補助の必要性があるならば要綱の改正を行い、限度額等の見直しを考慮されたい。なお、制度発足以来10年を経過することから、異業種交流助成等に対する助成制度そのもののあり方ならびに補助金交付の有効性の検証も合わせて行うことが望ましい。

2. 補助金交付申請書に関連する事項

(1) 補助金として申請するものではなく区からの融資によるべきもの

総務部契約課：目黒区土地開発公社

公共用地取得のための事務費等に対する補助金 378,953 円

補助金対象経費については、区との協定書に「事務費等を区の予算の範囲内で支払う」とあり、需用費や評議員費用弁償が計上されている。ところが、平成 13 年度及び 14 年度において公有用地の取得費となる経費（斡旋手数料、固定資産税）が、その内容から判断して事務費等に該当しないにもかかわらず区から公社に補助金として支払われている。

① 平成 13 年度土地取得に係る斡旋手数料 20,527,500 円

当該金額は土地購入のための諸経費として土地の取得価額に該当する支出であるが、公社は区に公社運営事務費として補助金申請し、補助金受入額を資本的収入（資産を増加させるための収入）における前受金として整理している。

しかし、通常、公社が公共用地を取得し区へその用地を売却する際の価格は、土地代金、諸経費、金融機関等からの利息等からなるもので、この斡旋手数料も、土地購入のために区や融資団から借入れ、当該土地を区に売却する際にはその売却価額に含まれるべき経費であり、補助金として申請する性格のものではないと判断する。

② 平成 14 年度の建物に対する固定資産税 45,346,411 円

平成 13 年度の土地に対する固定資産税 1,095,887 円は、協調融資団からの借入金により支払い、公有用地の取得価額に計上されている。しかし、平成 14 年度の建物に対する固定資産税は区へ補助金の申請をし、補助金受入額を資本的収入（資産を増加させるための収入）における前受金として整理している。

このように、支払時期に応じて固定資産税の資金の調達方法及び会計処理について不統一が生じ、また、固定資産税も斡旋手数料と同様に区からの補助金ではなく借入れにより受入れ、区への売却時には売却価格に含まれる経費として処理すべきものである。補助金として申請するものではないと認められる。

(2) 補助事業の内容に適切を欠くもの

小売店で構成する団体が行っている「区民に対して良質な生鮮食品を廉価で供給する事業」に経費の一部を補助しているが、次のように適切を欠くものが見受けられた。

区民生活部産業経済課：目黒区無農薬農産物供給事業組合

産地直送販売事業実施経費に対する補助金 1,843,800 円

組合が行っている無農薬農産物供給事業は、参加店舗（39 店舗）が年に数回日にちを決めて大根、きゃべつ、にんじん等の青果物販売事業を行っている。その事業に係るアルバイト人件費、運送費等の補助をしているものである。

しかし、これらの販売野菜は産地直送ではあるものの、無農薬野菜である証明書類等は

ない。補助金が大半をしめる事業であることから、何らかの証明書類をとるべきである。
(担当者によると書面はないが減農薬野菜の販売であったとの説明である。) また、平成
14年1月のにんじんの仕入れ値に対する売値は2倍であり、必ずしも廉価販売とは言え
ないところが見受けられた。(事業費に対する補助率 63.8%)

区民生活部産業経済課：東京都食肉事業協同組合目黒支部

産地見学会事業実施経費に対する補助 448,213 円

東京都食肉事業協同組合目黒支部は銘柄食肉供給事業の一環として一般区民を対象に
産地見学会を行っている。その内容をみると、産地直送販売事業で扱っている銘柄豚肉ロ
ースポークの産地見学と茨城県大洗海岸での地引網行事で、従来はバス1台であったのを
平成13年度からはバス2台で実施し補助金も173,880円増額している。地引網行事は茨
城県経済連の負担であり、補助金の対象ではないとしているが、このように銘柄食肉供給
と関連の薄い地引き網行事とセットにし、参加者が多数来るとのことで安易に補助金を増
額し投入するのではなく、今後、事業廃止も含め、内容の見直しを考慮されたい。(事業
費に対する補助率 89.5%)

(3) 事業計画書の記載要件と作成時期を改善する事が望ましいもの

区民生活部地区サービス事務所：住区住民会議

目黒区住区住民会議の活動に対する補助金 27,370,000 円

目黒区住区住民会議の活動に対する補助金に関する補助金交付申請書には住区住民会議
の事業計画書が添付され、この事業計画書により補助対象事業か否か判定される。通常、
この事業計画書は住区住民会議の総会で承認されたものでなければならない。

例えば、菅刈住区住民会議の平成13年度補助金申請書は平成13年4月1日に作成されて
おり、平成13年度事業計画書が添付されている。ところが菅刈住区住民会議の定時総会は
毎事業年度終了後2ヶ月以内とあり、通常5月に定時総会が開催されている。すなわち、補
助金申請書に添付されている事業計画書は定時総会では未承認のものとなる。毎年ほぼ定額補
助されているとはいえ、住区住民会議で承認されていない事業計画書が補助金申請書の添付
資料とするのは問題がある。また、平成14年6月17日に作成された「平成13年度実績報
告書」に添付されている「平成13年度活動結果報告書」の日付は総会開催日については通
期となっているだけで、定時総会の開催日付の記載洩れもあり、総会開催日などを明確にす
る必要が認められる。

補助金の申請と総会開催に期間的ずれがあるような場合は、要綱に基づく申請書類に添付
する事業計画書は、事業計画書案(総会未承認)として提出させ、総会の承認を得た事業計
画書を総会后遅滞なく提出させるなど手続を見直すことが望まれる。

(4) 申請手続きを適時に行うべきもの

区民生活部地域振興課：碑文谷防犯協会・目黒防犯協会

街路灯の電気料、及び地域の防犯活動に対する補助金額

碑文谷防犯協会…8,636,800 円、目黒防犯協会…6,379,600 円

本団体は警察署と協力し、防犯思想の普及及び防犯意識の高揚を図り明るい街づくりを推進することを目的とした団体である。

区としては、夜間の街頭犯罪や交通事故の防止を図るため、街灯の電気料の補助と防犯活動にかかる活動費の補助を行っており、補助金の交付時期はいずれも総会の終了後になっている。

このうち、碑文谷防犯協会については総会の開催が著しく遅くなっている（平成 13 年の総会は 10 月に開催されている）。そのため、補助金の確定・交付が遅くなり、一時的に町会が、資金負担を強いられている状況が見受けられる。また、4 月から 10 月までは、予算の承認がおりないまま活動が実施されているという状況になっていることから、総会の早期開催を指導・徹底することが望まれる。

3. **補助金額の算定・交付に関連する事項**

(1) 補助金の算定基礎が曖昧にされているもの

健康福祉部高齢福祉課：社会福祉法人 愛隣会

訪問食事サービスに対する補助金 5,122,000 円

愛隣会訪問食事サービスは目黒区民で自ら食事を作ることが困難な在宅老人に対して、安定した食事を提供することを目的としている。しかし、訪問食事サービスは、ここ数年、新規申込者より休止者・辞退者が上回る状況が続き、さらに、平成 12 年 4 月より、年間無休、昼食・夕食の二食対応の民間事業者による配食サービスも開始され、ますます新規申込者数の落ち込みが顕著になり、区内の他の特養ホームでの同サービスも相次いで撤退する状況から、平成 13 年度末をもって廃止することに至った。

ところで、平成 13 年度の愛隣会の収支予算書及び収支決算書の内容を検討したところ、以下の状況にもかかわらず、区からの補助金は平成 12 年度と同額のままであった。

- ① 愛隣会に対する財団法人東京都地域福祉財団の地域福祉振興事業助成金は経営の自主化及び経済的自立を促すためここ数年に亘り交付金については減額（平成 10 年；6,225 千円、平成 11 年；5,913 千円、平成 12 年；5,439 千円、平成 13 年；5,167 千円）してきている。
- ② 愛隣会は当事業において平成 12 年度に 1,045 千円の余剰金を計上している。
- ③ 平成 13 年度の申請の収支予算書において、従来、支出予算項目にはなかった予備費 1,445 千円が計上されている。

この結果、愛隣会の平成 13 年度決算は、利用料収入の減少（予算比 769,200 円）であったにもかかわらず 680,456 円の収入超過となった。申請書の審査においては、他の補助金助成自治体の動向、交付先の決算状況、申請項目の妥当性等を検討の上、補助金を交付することが妥当と考える。

(2) 交付条件・実績等が不明で適切でないもの

区民生活部産業生活課：東京都公衆浴場業生活衛生同業組合目黒支部

公衆浴場確保対策事業 56,293,820 円

区は区内公衆浴場の確保と経営の安定を図ること、公衆浴場需要を喚起することを目的に必要な経費の一部を助成している。対象事業としては、子供の日・敬老の日等における無料開放、燃料費の助成、従業員対策等である。

ところで、これらの事業の中には金額的には少額であるが、上記の団体に対して従業員対策一式として 2,199,820 円を補助している。これは平成 5 年に区の施設である高齢者センター（浴場設備が付いている）建設に伴う営業補償的なもので現在に至っているとのことである。しかし、その配分は組合が各浴場業者に分けているとの説明のみで、交付実績書をみても交付を裏づける書類等はなんら組合から入手していない。これは補助金交付にあたって交付条件等が定められていなかったため、このような交付内容がハッキリしない補助は適切とはいえない。交付条件等の整備をするか若しくは廃止の方向で検討することが望ましい。

(3) 補助金の配分方法に検討を要するもの

総務部総務課：目黒区私立幼稚園協会

教職員処遇改善事業 12,000,000 円

区内の私立幼稚園の健全な発展に寄与することを目的に、目黒区私立幼稚園協会を通じて、区内の各私立幼稚園に補助金 1,200 万円を交付している。（14 園に支給：622,745 円／園～1,050,076 円／園）補助金の交付項目には教職員処遇改善事業となっており、また、実績報告書にも園の教職員の処遇改善事業に充てたとされている。

しかし、補助金の配分方法をみると園割額（60 万円）と園児割額（2,123 円）からなっており、教職員の数はなんら反映されていない。教職員数も加味した、補助目的に沿った補助金の割当方法の検討を考慮されたい。

(4) 補助金の一本化等を検討すべきもの

総務部総務課：目黒区退職者親和会、目黒区職員退職者会

会員の福利増進、区政研修会等の事業費補助 990,000 円

現在、区には目黒区退職者親和会と目黒区職員退職者会の2退職者団体があり、従前からの沿革がありそれぞれ年間72万円、27万円の補助金を交付している。補助内容は団体運営費の補助金で区政研修会等の事業に充当されている。しかし、このような小規模同種事業に対する補助金は事務の簡素化及び事業の効率化を図る上からも補助団体の一本化を検討すべきである。

また、これら団体は事業内容が会員の福利増進、親睦等がその事業実施の中心であり、区政研修会等は付帯的なものである。その効果も区政にどの程度反映されているか不明である。公益性といった観点からみても、補助制度発足時にはそれなりの役割を果たしたと思われるが、補助開始後30年経過した現在はその効果におおいに疑問が残るところである。今後は団体に対しての、補助金そのもののあり方も含めて検討することを考慮されたい。

(5) 補助事業を区分経理した決算書を作成する事が望ましいもの

教育委員会企画調整課：東京都退職校長会目黒支部

東京都退職校長会目黒支部の運営補助金 225,000 円

東京都退職校長会目黒支部の運営費の一部を目黒区教育委員会補助金等交付要綱によって225千円定額補助している。主な事業及び活動は次の2つに分かれている。

- ① 会員相互の親睦
- ② 地域の教育振興への寄与

補助金の公益性の必要性から②は補助の対象となる。つまり、「東京都退職校長会目黒支部に対する補助金の交付予定通知について」（文書番号第190号 決定日平成13年5月9日）によると、東京都退職校長会目黒支部は、「支部会員相互の親睦をはかり、併せて支部地域の教育委員会および、東京都教育振興に寄与することを目的とする」（同支部会則第2条）団体であり、教育問題の調査研究、教育振興の実践活動促進等を通して本区の教育に寄与しているとある。すなわち上記②の事業を補助事業と認定している。

ところが、平成13年度東京都退職校長会目黒支部決算書では、①と②の活動経費が混在している。決算書では①の事業区分と②の補助事業区分に分けて作成するよう指導し、②の補助事業目的の費目別予算を明確にした予算書を補助金等交付申請書の添付書類にし、同様に、②の補助事業区分の費目別実績を明確にした決算書を実績報告書に添付する事が望ましい。①の目的は一般的には公益性という観点からは疑義があり、無用の誤解を避けるためにも、明確に区分経理する事が望まれる。

4. 補助金の実績報告書に関連する事項

(1) 実績報告書と収支決算報告書の補助金対象科目が不明確なもの

健康福祉部高齢福祉課：社団法人目黒区シルバー人材センター

シルバー人材センターの事業費・管理費に対する補助金 79,799,046 円

補助金執行状況調書（実績報告）の予算額及び補助金と収支計算書（収入の部）補助金収入の予算額及び決算額が照合することが難しくなっている。

シルバー人材センターは、予算の組み立てにおいてセンター独自の組み立てによっており、収支計算書の科目と区補助金の対象は必ずしも一致させていない。

このため、補助金執行状況調書と収支計算書の小科目が不一致のため容易に検証することが出来ない状況にある。特に管理運営費においては事業収入に対する経費と混在しているため、補助金執行状況調書と収支計算書において、補助金が要綱の目的通り使用されているかどうかの確認が難しい状況になっている。

補助金の申請額並びに執行済額と収支計算書との関連を比較すると以下の表になる。

（経費科目の関連があるところは*番号で示している。）

補助金執行状況調書				収支計算書		
科	目	補助金	執行済額	科	目	決算額
					受託事業費	
					広報費	
					印刷製品費	1,115,190 *4
					就業開拓提供費	
					会議費	1,821,214 *4
管理費					管理費	
人件費					人件費	
	職員基本給	34,002,000	33,438,000		職員基本給	33,438,000
	管理職手当	385,560	337,080		管理職手当	337,080
	職員諸手当	25,291,651	24,339,926		職員諸手当	24,339,926
	法定福利費	8,235,418	8,319,696		法定福利費	8,319,833
	含互助会会費		329,904 *1			
	中退金掛金	1,776,000	1,536,000		中退金掛金	2,510,010
管理運営費					管理運営費	
	臨時雇賃金				臨時雇賃金	16,402,127 *2*3
					福利厚生費	1,108,687 *1
	通信運搬費（管理費）	11,041,448	11,041,448 *2		通信運搬費	5,270,467 *2
	連合会補正分	640,000	640,000			
	消耗品費				消耗品費	4,865,895 *2
					印刷製品費	1,127,169 *4
	保険料（シルバー保険料）	3,346,400	3,336,760		保険料	4,364,304
	光熱水費（8割）	2,069,403	2,059,416		光熱水費	2,574,270
					委託費	2,064,613 *5
	負担金支出（維持管理費）	7,900,357	7,237,071 *5		負担金支出	7,814,285 *5
	ゴミ処理費	25,905	27,244 *5			
	臨時雇賃金（安全就業対策費）	1,270,080	1,270,080 *3			
	臨時雇賃金（印刷製本費）	3,336,421	3,336,421 *4			
	計	99,338,643	97,249,046			

また、人件費のうち管理職手当が交付要綱において補助金対象科目に含まれていることが明確になっていない。

補助金交付要綱による対象経費			収支計算書による勘定科目		
大科目	人	件 費	大科目	人	件 費
中科目	職	員 人件費	小科目	職	員 基本給
小科目	職	員 基本給		管	理 職 手 当
	職	員 諸 手 当		職	員 諸 手 当
	社	会 保 険 料 等		法	定 福 利 費
	中	退 金 掛 金		中	退 金 掛 金

このような状況にあつて、主管部課における補助金の交付事務の適正判断と団体の事業の執行状況について検査することが難しいため、補助金執行状況調書の様式の改善と要綱の見直しを考慮されたい。

なお、シルバー人材センターに関連することであるが、事務局職員の福利厚生の一環として東京都職員の退職金制度に準じて退職金制度を設けている。区は中小企業退職金共済掛金を定額限度額として補助しているにとどまり、職員退職金の全てを補助してはいない。そのため、共済制度だけでは保障することが出来ないことから、センターは独自に職員退職金の積立てをしている。平成14年3月末現在、職員退職金引当金として1,977千円が計上されているが、退職給付会計基準に照らすと相当額の不足額が見込まれる（年度末現在職員全員が普通退職したとして計算した場合の不足額4,781千円）。今後、積立方法の検討が望まれる。

(2) 収支決算書等の記載に誤りがあるもの

健康福祉部健康推進課：SUN共同作業所運営委員会等

通所訓練事業運営経費の一部

通所者交通費に対する補助金 25,014,320 円

精神障害者共同作業所通所訓練事業を行う精神障害者家族団体等としてワークイン翔運営委員会とSUN共同作業所運営委員会がある。通所訓練事業運営経費の一部と通所者の交通費を補助している。両運営委員会の収支決算書を検討すると、SUN共同作業所運営委員会の収支決算書の記載に以下のような単純な誤りがあった。

- ① 共同作業所収支状況の予算額の記入方法が「流用及び補正後の額とし、備考欄にその旨を記入すること」とあるが、流用及び補正前で記入されている。備考欄には予算超過金額を記入している。
- ② 運営経費の内訳費目の区補助金充当額が決算額の同費目より過大に計上されている。ラウンドの仕方に注意が必要である。（百円単位でラウンドすれば問題はない。）あくまでも、区補助金充当額は決算額より僅少であるべきである。

- ③ 決算額に予備費 48,875 円が記載されている。別に繰越金があるのでその内容は不明である。
- ④ 備考欄の予備費より流用の計の金額 15,162 円と予備費の予算額 496,914 円－決算額 48,875 円 = 448,039 円との関連が明確でない。
- 区による収支決算書の記載方法についての徹底した指導が望まれる。

健康福祉部保育課：ニコニコ保育園等 12 団体

認可外保育施設の運営費に対する補助金額 158,427,671 円

認可外保育室や認証保育所（東京都認証保育所事業実施要綱で定める要件をみたし、都が認証したもの）等の保育事業を行っている上記の保育施設に運営費補助を行っている。補助金額は都と区が半々である。

また、補助の基準は、園児の人数、園児の年齢となっており、補助金の交付は毎月月末である。保育施設に関しては保育料との関係で経営が厳しい所が多く、働きに出たい親からの要請により一定数の確保が必要であり、区としては補助の必要性が高いものと判断している。

各保育園の事業報告書を調査したところ、単純な記載誤りが下記の事例のように散見された。

- ① ニコニコ保育園
- | | | |
|------|----------|------|
| 収入関係 | … 「④繰越金」 | 記載漏れ |
|------|----------|------|
- ② 共同保育所コロちゃんの家
- | | | |
|------|------------|------|
| 支出関係 | … 「①人件費の計」 | 計算誤り |
|------|------------|------|
- ③ 東大駒場地区保育所
- | | | |
|------|------------------------|--------|
| 収入関係 | … 「①補助金運営費新規区外 3 歳未満児」 | 内訳と不一致 |
| | 「②補助者負担額保育料 | 内訳と不一致 |
| | 「②時間外保育料」 | 内訳と不一致 |
| | 「②土曜保育料」 | 内訳と不一致 |
- ④ 東二ひまわり保育園
- | | | |
|------|---------------|--------------|
| 収入関係 | … 「④繰越金」 | 繰越金が 2 箇所にある |
| 支出関係 | … 「④その他次年度繰越」 | 繰越金が 2 箇所にある |
- ⑤ ひまわり保育園
- | | | |
|------|-----------------|--------|
| 収入関係 | … 「②保護者負担額冷暖房費」 | 内訳と不一致 |
| 支出関係 | … 「①人件費社会保険料」 | 内訳と不一致 |
| | 「②管理費等建物等補修費」 | 内訳と不一致 |
| | 「②保健衛生費」 | 内訳と不一致 |
| | 「③コピー・NTT リース代」 | 内訳と不一致 |
| | 「計」 | 計算誤り |

⑥ キッズガーデンマミー

収入関係	… 「①補助金区費計（イ）」	計算誤り
	「③その他計」	計算誤り
	「収入合計」	計算誤り
収入関係	… 「④繰越金」	繰越金が2箇所にある
支出関係	… 「④その他次年度繰越」	繰越金が2箇所にある

年1回の保育課の監査実施時に、事業報告書の正確な記載について適切な指導を望みたい。

教育委員会企画調整課：めぐろシティカレッジ振興会

めぐろシティカレッジ振興会の団体運営費補助金 1,886,000 円

平成13年度予算実績対照表は正確に作成されているが、以下の決算報告書類の記載事項に不明確な事項及び単純な記載誤りがある。

- ① 平成13年度決算報告の収入状況に、受講料収入の記載があるが、内訳の中で最終行の金額（18,510円）のかけ算（受講生の人数4名×受講料1,100円）が合っていない。その旨の説明が必要ではないかと思われる。
- ② 平成13年度決算報告の支出状況のうち、消耗品費の執行額の金額に記載誤り177,082円とあるが、正しい金額は72,918円である。
- ③ また、平成13年度の収支計算書の金額に以下の記載誤りがある。

	<u>記載誤り</u>	<u>正しい金額</u>
「収入の部」の補助金（款）	1,866,000 円	1,886,000 円
「支出の部」の管理費（款）	958,000 円	315,235 円
通信費（項）	155,361 円	155,366 円

企画調整課において運営費補助をする場合は、決算書の内容をチェックし、その内容及び金額の妥当性を常に検討することを考慮されたい。

(3) 決算書の明瞭表示が望まれるもの

健康福祉計画課：目黒区医師会

以下の7つの事業に対する補助金額 7,454,388 円

医道の向上・医学技術の進歩と医学教育に関する事業及び地域の医療と福祉に関する事業を行うことを目的した団体である。

区としては、次の7つの事業について補助を行っている。

- ① 医療従業員確保対策事業
- ② 休日・深夜テレホンセンター事業
- ③ 休日・深夜診療にかかる年末年始事業
- ④ 感染症定点観測事業
- ⑤ 救急事業対策
- ⑥ 災害医療対策
- ⑦ 保健医療福祉情報センターの運営

決算書の閲覧を実施したところ以下の問題があった。

「決算額」の上に手書きで「補助金充当額」が記載されているが、「決算額」よりも「補助金充当額」のほうが大きくなっている箇所があった。

2) 支出の部 (決算書より抜粋「 」内は手書きの数字)

勘 定 科 目		平成 12 年度 決 算 額	平成 13 年度 決 算 額
(2) 事業費			
1. 生涯教育学術部費			
	1. 専門部会補助費	「160,000」 900,000	「499,600」 1,000,000
3. 救急医療部費			
	1. 救急医療部費	「480,000」 40,400	「40,400」 40,400

現在のところ決算書上は、救急医療部費として補助した金額(平成12年度439,600円、平成13年度339,600円)が、(2)事業費 1. 生涯教育学術部費 1. 専門部会補助費に含まれている。区としては、3. 救急医療部費として補助金を支出しているのであり、医師会の決算書の内訳においても、以下のように、3. 救急医療部費の内訳項目として、専門部会費補助費の項目を作るべきである。

2) 支出の部

勘 定 科 目		平成 12 年度 決 算 額	平成 13 年度 決 算 額
(2) 事業費			
1. 生涯教育学術部費			
	1. 専門部会補助費	460,400	660,400
3. 救急医療部費			
	1. 救急医療部費	40,400	40,400
	2. 専門部会補助費	439,600	339,600

決算書の明瞭な記載方法の指導徹底が望まれる。

(4) 補助金の実績報告書が遅延等しているもの

健康福祉部障害福祉課：社会福祉法人睦月会（わかばの家）

知的障害者入所施設の建設費借入金補助 1,500,000 円

健康福祉部障害福祉課：社会福祉法人東京都知的障害者育成会

知的障害者の自立生活の助長・生活援助 4,223,840 円

補助事業が完了した場合、補助事業者は補助事業の成果を記載した実績報告書を速やかに区へ提出することとなっている。

しかし、監査のため提出された書類の中には、実績報告書の提出月日が交付条件で定めた期日（平成 14 年 5 月 31 日）より遅延しているもの（社会福祉法人睦月会平成 14 年 7 月 2 日提出）また、監査日現在（平成 14 年 7 月 3 日）未提出でその後提出されたが、実績報告書の提出日が記載されていないもの（社会福祉法人東京都知的障害者育成会）がある。補助事業終了後すみやかに提出するよう徹底した指導が望まれる。

5. 補助金の使途の内容ならびに検査に関連する事項

(1) 補助金の使途について見直しすべきもの

区議会事務局：目黒区区議会議員互助会

区議会議員互助会の事業運営資金に対する補助金 720,000 円

目黒区議会議員互助会とは、目黒区議会議員をもって、会員の教養を高め、健康の増進及び福利厚生並びに議員相互の親睦を図るとともに、議員活動の充実発展を期することを目的とする組織である。過去 3 年間の補助金は 720 千円、平成 14 年度は 520 千円である。

区議会議員互助会において議員相互の親睦及び福利厚生給付金等の給付のための歳入（互助会費と補助金：平成 13 年度は 1,558 千円）に占める補助金の割合は 46%となり、互助会費と補助金との負担割合については一般的であるものと考えられる。

しかし、事業費等の支出の内容を検討してみると、文化教養関係費として文化会、野球部に対して各々 200 千円の補助をしているほかは、互助会規約による福利厚生給付金等の給付 761 千円（内脱会記念品料 590 千円）及び脱退給付金積立金 1,000 千円である。

脱退給付金積立金は、会員が脱会のときに互助会規約取扱規程に基づいて記念品料を贈呈するために準備金として平成 14 年 3 月現在 7,255 千円が積立てられている。

「互助会規約取扱規程」 第二条 五 脱会のとき

会員が脱会のときは、議員報酬月額に在会期間 1 年につき 5%を乗じた額を記念品料として贈呈する。ただし、再選された者については、次期に繰越する。

前記の給付金の最高額は、50 万円とする。

この互助会規約規程に基づいて平成 14 年 3 月現在の期末要支給額を算出すると、次のとおり、15,060 千円となる。

脱会記念品料

在会期間(年)	支給額(円)	人数(名)	要支給額(円)	会費納付累計(円)
19～35	500,000	21	10,500,000	一人当たり 456,000 以上
15	453,000	6	2,718,000	一人当たり 360,000
11	332,200	5	1,661,000	一人当たり 264,000
3	90,600	2	181,200	一人当たり 72,000
	計	34	15,060,200	

文化会及び野球部の運営費補助を除くと、互助会費及び区補助金のほとんどが脱会時の記念品料に支出されているか又は積立てられ、また、在会期間によっては納入会費以上の記念品料を贈呈することとなっている現状である。

脱会時記念品料を減額することにより、自らの会費のみによって運営すべき状況にあると考えられ、補助金を廃止する方向も含め検討を考慮されたい。

(2) 実績について適切な方法により報告させ内容を検討すべきもの

区議会事務局：目黒区議会議員待遇者会

区議会議員待遇者会の事業費に対する補助金 1,200,000 円

目黒区区議会議員として8年以上その職にあった者が退職したときは、区議会議員待遇者として礼遇され、この待遇者をもって組織されたものが目黒区待遇者会である。本会は、会員相互の融和親睦を図り、区政に協力し、区民の福祉増進を図ることを目的としている。区議会議員待遇者の方々がこの目的に沿って目黒区政に貢献するものと判断し、待遇者会の組織運営の経費に充てるため補助金が交付されているもので、補助金対象とする事業は、主に管内視察、管外視察、研究会となっている。過去3年間の交付決定額は1,200千円と変わっていない。

平成13年度の決算報告から以下の問題点が判明した。

- ① 視察・施設見学会について、区政に反映させるための報告書が待遇者会から提出されていない。また、事務局からの要求もされていない。
- ② 研究会は事務局からの平成14年度予算や事業計画の報告をしたとのことであるが、提言等の内容についての議事録がない。
- ③ 管内視察・管外視察・研究会を含む総支出額が補助金収入を下回っている。

申請額年間 1,200千円

内訳 視察費 500千円 会議費 600千円 分担金 100千円

支出決算額 1,182千円

内訳 視察費 535千円 会議費 457千円 分担金 128千円他

注：会議費には研究会のほか懇親会等も含まれている。

視察、施設見学会、研究会等が、区政に貢献しているものであれば、その成果がわかるような報告書等を提出するべきであるし、区政の発展・改善に直接結びつく予算執行を行うべきである。また、総支出額が補助金収入を下回っていることから、提出された定期総会資料の内容を調査し、補助金の適正な交付決定額について減額あるいは廃止も含め検討を考慮されたい。

(3) 補助金で購入した備品の帰属が不明確なもの

区民生活部産業経済課：目黒区商店街連合会

商店街活性化等のための、パソコン設置費補助 1,330,000 円

上記の団体に対して商店街イベント事業、商品券プレミアムセール等に補助金を支出している（36,311 千円）。その中には、商店街連合会活性化の一環としてホームページ作成・データベース作成・パソコン購入経費等を補助しているが、補助金で取得したパソコン 31 万余円の補助条件、購入後の管理方法、処分制限、帰属先等が明確になっていない。補助金で購入した備品の管理にあたっては適切な指導を留意されたい。

(4) 補助金の精算金額が不適切なもの

都市整備部都市計画課：めぐろ街づくり公社

事業費補助及び受託事業費 115,035,177 円

めぐろ街づくり公社は街づくり促進のための普及及び啓発・相談等の自主事業と区からの駐車場等の受託業務を行っている。区からは自主事業について補助金を受け、受託業務については委託料の交付を受けている。

しかしながら、補助金と委託料の精算にあたり、次のように区からの補助金と受託事業の精算とが入り組んでおり、補助金の精算としては不明確な点が見受けられる。

- ① 補助事業である街づくり相談会等相談員謝礼の中には受託事業での相談員の謝礼 30 万円が含まれている。
- ② 受託事業での旅費交通費の執行はゼロで、その分を補助事業の管理運営費の旅費交通費で支払っている。
- ③ 印刷製本費についても補助と委託事業との印刷用紙の購入費が混同している。

補助金と委託料の両者を混同経理することなく、それぞれ別々に精算するよう考慮されたい。

(5) 補助対象経費が不適切なもの

健康福祉部生活福祉課：目黒区遺族会

会員相互の親睦等のためのバス研修会補助 288,160 円

目黒区遺族会が会員相互の親睦と知識の向上を目的に行った、バス研修会（神代植物園見学）はバス借上げ料等全額（288,160 円）が補助対象事業である。しかし、そのなかには補助対象としては適切でない食事代 65,100 円、土産代 29,760 円が含まれている。この事業は全額が補助事業であることから、一人当たり 1,000 円程度とはいえ食事代、土産代への支出は不相当と思われる。遺族会は 127 万余円の繰越金をもっていること、会費収入等の自主財源もあること、参加者（66 名）も会員全体の 25%程度であることから、今後は、このような形での施設見学会についての補助は見直しを考慮されたい。

(6) 物件費から人件費への転用が行われ適切を欠くもの

健康福祉部障害福祉課：社会福祉法人 目黒社会福祉協議会（福祉の店運営）

目黒区福祉の店運営事業費補助金 7,252,860 円

社会福祉協議会が運営する福祉の店「あみい」に人件費（5,686 千円）と光熱水費（1,567 千円）の運営費補助を行っている。しかし、年度末になって人件費が 386 千円不足したため、なんらの変更手続きを取ることなく人件費の不足額を光熱水費から転用している。補助金の執行にあたっては、このように補助金の交付条件で定められている、物件費から人件費への転用は不適切であることから、補助金の執行にあたっては、交付条件が満たされるよう徹底した指導を留意されたい。

6. 補助金の評価等に関連する事項

(1) 補助団体の経営自主化の評価をし、補助金額の算定を毎年検討すべきもの

教育委員会企画調整課：めぐろシティカレッジ振興会

めぐろシティカレッジ振興会の団体運営費補助金 1,886,000 円

めぐろシティカレッジ振興会は、都立大学が移転したその跡地に東京都と目黒区が共同で施設建設を進める過程において、東京都（教育庁）、都立大学、都立大学附属高校及び目黒区の四者が話し合い生涯学習構想の一環として設立したものである。大学は講師を、附属高校は会場提供と講師を、また区は事務局統括を行い運営費の一部を補助金という形で負担し、それぞれの役割を分担しながら、より高い学習の機会を区民に提供している。

振興会の平成 13 年度の収支計算書によると収支状況は次のとおりである。

(単位：円)

収入の部		支出の部	
業務収入(受講料)	4,864,510	管理費	315,235
利息収入	1,487	業務費	5,302,800
補助金	1,886,000		
A.当期収入合計	6,751,997	B.当期支出合計	5,618,035
当期余剰金 = A - B			1,133,962
前年度繰越金			3,757,401
当期繰越金			4,891,363

収支計算書から判断した場合、当期の補助金から当期余剰金を差し引くと、実際に補助が必要な金額は752千円であり1,133千円は過大補助と思える。この過大補助金は前期の繰越金とともに目黒区に返還されず定期預金にプールされることになる(前年度繰越金3,757千円の一部2,770千円は定期預金として積立てている)。このように経費補助金の残金を精算せずに留保し続けるのには問題がある。またどの程度まで留保し、かつその使用目的についても明確になっていない。

交付要綱によると交付対象経費は通信費、交通費、会場使用料、講師謝礼、備品費(活動に最小限必要なもの)、消耗品費(文具、事務用品等)、教材費、印刷費、広報費(パンフレット・ポスター・ちらし等の作成・配布)、人件費、その他必要と認める経費(行事災害保険・補助金交付申請のための費用等)とあり、その範囲はほとんどすべての経費にわたっている。つまり通常は、補助金が全額経費交付対象経費に充当されてしまう交付要綱となっている。このため、余剰金は振興会に留保されることになる。

余剰金の使用目的が明確となっていないのであれば、決算において余剰金が生じる場合は、その余剰金を振興会に留保させるのではなく、目黒区に返還させる条項を補助金交付要綱に設け、補助金の精算をする方策を検討することが望ましい。

当振興会の設立目的を果たせる範囲において、振興会の自主運営を目標にするよう提案し、必要補助金額を毎年査定し精算することが望ましい。仮に、繰越金が運転資金に利用するために必要であるならば、補助金とは別の事務手続きにより区から財団法人の基本金に相当する拠出金として支出し、運営費の補助金交付金とは区別すべきである。

なお、現在、当振興会は法人格を有しておらず、その事業活動が将来拡張すれば、その団体の税務上の位置づけ、つまり、収益事業を行う人格のない社団等で法人税の支払いの対象に該当するか、消費税の支払いや源泉の徴収義務等が必要かを明確にすることが好ましいと思われるため、将来規模が大きくなるのであれば法人化し、法人の種類に応じた会計基準に従った会計処理が必要となる。

また、振興会の運営効率を評価するために、例えば、無償で利用している教室等の賃借料、及び講師謝礼等の派遣費用の市場価格相当額を見積評価し、決算書に注記する等して、民間

企業との損益的な事業比較評価が行えるようにして、損益評価によりその経営効率を評価しながら、自主運営の可能性を検討し、出来る限り自主運営できる事を目標とすることが望ましい。

当振興会の設立の経緯もあり、この点目黒区だけで単独決定することは出来ないが、将来的には、先の四者の話し合いで協議する場を持てば有益と思われる。

専門職たる教育関係者もコスト意識、即ち少ない費用で最大の効果が上げられるよう努力し、毎年、補助金を予定した経営から、自らの知恵を発揮し、自立した経営を行う模範となれば、目黒区の財政に貢献し、従来型の補助金依存から新しい教育行政の形式を模索する指導的役割を果たす可能性もあると思われる。

(2) 補助団体の牽制機能について是正すべきもの

環境清掃部ごみ減量課：リサイクルめぐろ推進協会

ごみのリサイクル活動、拠点活動支援事業補助 60,580,153 円

リサイクルめぐろ推進協会の役員構成において、理事長は区の収入役になっており、監事には副収入役になっているが、このように区の組織において上下の関係にあるものが理事長と監事の職についているのは牽制機能が果たして正當に働くとは思えないことから、是正を検討されたい。

第4. 監査結果に基づく提言

(1) 交付申請書の検討について

補助金は通常、交付申請書が提出される前に交付要望書・事業実施計画等により事前協議が行われる。事前協議では事業計画の妥当性や補助事業者の適格性についての実質的審査が行われ、補助金の交付予定の内示が行われる。その後、正式に交付申請書が提出され最終の審査が実施される。このように、補助金交付申請の審査は二段階において実施されるため、それぞれの段階でどのような審査を実施するか定めておく必要がある。しかし、監査にあたり申請書の審査過程と結果を妥当と認めたことを確認するための文書は閲覧することが出来なかった。今後、具体的に審査が出来るようなマニュアル等を整備し、計画的に審査を実施し、審査の実施過程と結果を文書（例えば、補助事業ごとの審査事項、審査人員、審査日程等を記載したもの）により明確にしておく必要がある。

(2) 実績報告書の検討について

補助金をうけた団体等から補助事業等の成果を記載した実績報告書を提出させているが、補助金の成果については必ずしも十分な検討がされていない。すなわち、実績報告書に添付されている決算報告書は、支出額のうち補助金対象経費が明示されており詳細な内容となっているが、不適切な運営が行われていないか、補助金の金額を毎年定額としているが根拠は何か等、補助金の成果についての審査が十分にされていない。特に決算書については詳細に審査し、補助金の必要性を常に検討すべきである。今回の外部監査にあたり、定型的な審査書類等がないため、審査方法と指導・監督の内容も確かめる手続は出来なかった。

この実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付決定の内容・条件に適合すると認めたとき、初めて補助金の交付金額が確定されることになる。補助金を交付している以上、事業の内容及び補助金が適正に使用されているかについては十分な調査・監督を行うことが必要である。

(3) 補助金の現行規則の改正について

区が交付している団体補助金については、所管している部課が額の確定を行う必要があるが、実績報告書の提出をもって完結し、額の確定を行っていないものがある。また、額の確定を行っているという産業経済課が所管する団体について検討してみると、内部文書である起案文書により額の決定を行っているのみで、相手方団体には額の確定・通知をしていないものであった。これには目黒区補助金等交付規則に額の確定に関する規定がないという規則整備の問題がある。「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭 30.8.27 法律 179) に規定されている法の趣旨に則り、目黒区補助金等交付規則の規定整備を行い補助金の額の確定・通知の処理を行うことが望まれる。

法第 15 条 補助金等の額の確定等

「補助事業等の完了または廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。」

(4) 補助金の評価について

補助金は、特定の補助対象事業の間接的な保護・奨励のための支出であるにもかかわらず、その支出が硬直化している一方で、経済的・社会的環境の変化に応じて補助金の交付対象は拡大している。今日の厳しい財政状態のなかで従来の補助金交付対象と金額の見直しが必要とされることから、補助金の評価の必要性が強く要請される。

すなわち、交付対象が広く多くの分野において支出される補助金については、一定の評価システムが必要となる。この評価のシステムと実績報告基準と審査基準そして予算編成と連動させて、はじめて補助金の見直しと補助金支出の有効性を評価することができることとなる。

ただし、困難な点は定性的な成果をいかに定量化しうるかであり、他の行政評価と同じ課題である。区においては平成 13 年度から事業評価制度を導入し、事務事業の成果や達成度などを基に評価を行い、これらの結果を公表し、区民と共に評価を行っていくことにより、区民の視点に立ったわかりやすい行政運営を推進している。補助金においても効果の測定方法及び分析・評価方法の手続が整備されることにより、これらの記録を検討し、評価の結果は次年度以降の補助金行政に適切に反映していくことが必要である。

第 5. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

付表

担当部	担当課	団体名	交付確定額(円)			補助の根拠	主な補助内容
			11年度	12年度	13年度		
総務部	総務課	区職員退職者会(2)	990,000	990,000	990,000	目黒区補助金等交付規則	区政研修会
総務部	総務課	私立幼稚園協会	12,600,000	12,000,000	12,000,000	目黒区私立幼稚園協会補助金交付要綱	教職員処遇改善
総務部	国際交流担当課	目黒区国際交流協会	45,914,826	48,181,395	49,502,997	財団法人目黒区国際交流協会に対する助成に関する条例、条例施行規則	運営及び事業に要する経費の一部
総務部	人事課	職員互助会	53,240,000	81,076,000	66,395,000	地方公務員法第4条2条、目黒区職員互助会に関する条例第2条	団体運営費
総務部	契約課	土地開発公社	873,147	733,674	378,953	公共用地等の取得に関する協定書	事務費等を協議のうえ
総務部	防災課	消防団	11,415,200	11,415,200	11,615,200	消防組織法、特別区の設置等に関する条例	消防組織法第1条の任務
総務部	防災課	防災区民組織(91)	4,895,000	4,885,000	4,910,000	防災区民組織に対する助成金交付要綱	大震災時における被害軽減を目的として、地域で様々な防災活動を行う。
区民生活部	地域振興課	防犯協会(2)	2,340,000	2,340,000	2,340,000	目黒区補助金等交付規則	防犯活動費
区民生活部	地域振興課	防犯協会等(防犯灯)	12,591,768	12,384,500	12,676,400	目黒区補助金等交付規則	防犯灯の電気料
区民生活部	地域振興課	区民まつり実行委員会(2)	9,300,000	9,300,000	9,300,000	目黒区区民の日条例	運営費、事業費
区民生活部	地域振興課	まちづくり	4,238,000	4,202,000	2,300,000	目黒区まちづくり基金条例、まちづくり活動助成金交付要綱、まちづくり活動助成金交付基準	団体運営費
区民生活部	地域振興課	目黒区町会連合会	1,046,000	1,046,000	1,046,000	目黒区補助金等交付規則	研修費
区民生活部	税務課	納税貯蓄組合連合会	1,206,000	1,206,000	1,466,000	目黒区納税貯蓄組合補助金交付条例、条例施行規則	会議費・事業費・事務費
区民生活部	産業経済課	商店街連合会	39,612,750	36,838,500	36,311,290	目黒区補助金交付規則、目黒区商店街街路灯電気料金交付要綱	事業費、電気料
区民生活部	産業経済課	工業団体連合会	1,120,000	1,120,000	1,120,000	目黒区補助金等交付規則	工業振興事業
区民生活部	産業経済課	異業種交流会(2)	1,400,000	900,000	900,000	目黒区補助金等交付規則、異業種交流研究助成事業実施要綱	運営、研究費
区民生活部	産業経済課	目黒区中小企業勤労者福祉サービスセンター	47,215,265	54,932,709	64,142,048	(財)目黒区中小企業勤労者福祉サービスセンターに対する補助金交付要綱	運営、事業費
区民生活部	産業経済課	東京都公衆浴場業環境衛生同業組合目黒支部	35,944,820	34,706,820	56,293,820	目黒区補助金交付規則	無料開放、燃料費
区民生活部	産業経済課	目黒区水産物特販事業組合	1,344,000	1,344,000	493,500	良質生鮮食品供給事業補助金交付要綱	消費展
区民生活部	産業経済課	東京都食肉事業共同組合目黒支部	1,955,100	1,955,100	2,128,980	良質生鮮食品供給事業補助金交付要綱	産直、産地見学
区民生活部	産業経済課	目黒区無農薬農産物供給事業組合	1,843,800	1,843,800	1,843,800	良質生鮮食品供給事業補助金交付要綱	産直、消費展
区民生活部	地区サービス事務所	各住区イベント実行委員会(15)	2,100,000	3,000,000	3,200,000	目黒区補助金等交付規則、住区イベント実施の要領	住区まつり
区民生活部	地区サービス事務所	住区住民会議(22)	27,650,000	27,360,000	27,170,000	目黒区補助金交付規則、目黒区住区住民会議の活動に対する補助金交付要綱	①一般事業(事務局運営、広報活動、まちづくり推進事業、その他必要な事業)②特別事業
健康福祉部	健康福祉計画課	社会福祉協議会	138,696,166	150,323,880	120,294,800	社会福祉法人に対する補助に関する条例	事業費、人件費
健康福祉部	健康福祉計画課	目黒区BBS会	50,000	50,000	50,000	目黒区補助金等交付規則	キャンプ、ボーリング大会
健康福祉部	健康福祉計画課	目黒区社会福祉事業団	217,318,849	172,036,548	136,423,137	社会福祉事業法第5条第1項・社会福祉法人に対する補助に関する条例	団体運営費
健康福祉部	健康福祉計画課	医師会	6,959,388	7,049,388	7,454,388	目黒区補助金等交付規則	休日診療、年末年始診療等
健康福祉部	健康福祉計画課	歯科医師会	1,675,100	1,805,100	1,850,000	目黒区補助金等交付規則	休日診療、障害者診療講習費
健康福祉部	健康福祉計画課	薬剤師会	110,000	425,000	499,000	目黒区補助金等交付規則	休日調剤、保険指導研修
健康福祉部	健康福祉計画課	食品衛生協会	585,000	585,000	585,000	目黒区補助金等交付規則	講習費、研修費
健康福祉部	健康福祉計画課	目黒区環境衛生協会連合会	360,000	360,000	360,000	目黒区補助金等交付規則	講習費、研修費
健康福祉部	健康推進課	ワークイン翔	26,371,350	26,697,090	26,257,110	目黒区精神障害者共同作業所及び精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金交付要綱	運営費(人件費・運営経費等)及び通所者交通費
健康福祉部	健康推進課	SUN共同作業所	24,850,340	24,531,720	25,014,320	目黒区精神障害者共同作業所及び精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金交付要綱	運営費(人件費・運営経費等)及び通所者交通費
健康福祉部	健康推進課	ワークインゆうらいく	26,035,152	25,935,522	25,615,295	目黒区精神障害者共同作業所及び精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金交付要綱	運営費(人件費・運営経費等)及び通所者交通費
健康福祉部	健康推進課	ワークイン空	26,175,968	26,416,684	25,588,140	目黒区精神障害者共同作業所及び精神障害者小規模通所授産施設運営費等補助金交付要綱	運営費(人件費・運営経費等)及び通所者交通費
健康福祉部	健康推進課	柿の木坂サンハウス	12,045,600	11,573,280	12,081,600	目黒区精神障害者グループホーム運営費補助金交付要綱	事業費及び施設借上費
健康福祉部	健康推進課	訪問看護ステーション(8)	4,636,500	5,068,800	3,339,600	目黒区訪問看護事業所管理運営費補助金交付要綱	従事者の研修、業務連絡会等に要する費用
健康福祉部	高齢福祉課	老人クラブ(44)	22,882,000	22,824,000	22,736,000	目黒区老人クラブ助成要綱	事業費(運営経費、研修旅行経費)及び施設経費
健康福祉部	高齢福祉課	老人クラブ連合会	2,198,000	2,198,000	2,198,000	東京都目黒区老人クラブ連合会助成要綱	指導育成事業費・行事助成費・啓蒙事業費
健康福祉部	高齢福祉課	訪問食事サービス;愛隣会	5,122,000	5,122,000	5,122,000	社会福祉法人に対する補助に関する条例、条例施行規則	愛隣会訪問食事サービス事業
健康福祉部	高齢福祉課	移送サービス;愛隣会	-	4,762,382	4,835,494	社会福祉法人に対する補助に関する条例、条例施行規則	移送サービス(送迎委託契約金額-介護保険送迎加算額)
健康福祉部	高齢福祉課	移送サービス;清徳会	-	13,673,632	10,791,336	社会福祉法人に対する補助に関する条例、条例施行規則	移送サービス(送迎委託契約金額-介護保険送迎加算額)
健康福祉部	高齢福祉課	移送サービス;清徳会	-	941,236	-	社会福祉法人に対する補助に関する条例、条例施行規則	送迎用車両購入代金
健康福祉部	高齢福祉課	移送サービス;三交会	-	-	11,475,000	社会福祉法人に対する補助に関する条例、条例施行規則	送迎用車両購入代金
健康福祉部	高齢福祉課	特別養護老人ホーム建設費補助;区内民間3法人	85,587,400	85,495,000	85,400,600	社会福祉法人に対する補助に関する条例、条例施行規則	ホーム建設費・改修工事費
健康福祉部	高齢福祉課	特別養護老人ホーム建設費補助;区外特約15施設	92,843,000	95,876,000	96,887,000	社会福祉法人に対する補助に関する条例、条例施行規則	ホーム建設費
健康福祉部	高齢福祉課	目黒区シルバー人材センター	81,047,570	79,910,103	79,799,046	社団法人目黒区シルバー人材センター補助金交付要綱	人件費、管理運営費、事業費(東京都)
健康福祉部	障害福祉課	東京都知的障害者育成会	2,113,710	3,237,840	4,223,840	社会福祉法人に対する補助に関する条例第4条及び施行規則第3条	運営費、人件費
健康福祉部	障害福祉課	ミチル会作業所	24,891,750	24,836,970	24,781,970	目黒区心身障害者・児通所施設運営事業補助金交付要綱	運営費、人件費
健康福祉部	障害福祉課	清水実習所	23,668,268	23,841,446	23,586,630	目黒区心身障害者・児通所施設運営事業補助金交付要綱	運営費、人件費
健康福祉部	障害福祉課	しいの実社	18,958,868	18,825,446	18,735,630	目黒区心身障害者・児通所施設運営事業補助金交付要綱	運営費、人件費
健康福祉部	障害福祉課	さくら作業所	20,410,162	19,282,566	19,484,026	目黒区心身障害者・児通所施設運営事業補助金交付要綱	運営費、人件費
健康福祉部	障害福祉課	もえぎの会	-	107,632,000	36,926,732	目黒区心身障害者・児通所施設運営事業補助金交付要綱	運営費、人件費、建設費
健康福祉部	障害福祉課	たまごの会	13,085,600	13,665,600	13,785,600	目黒区心身障害者・児通所施設運営事業補助金交付要綱	運営費、人件費
健康福祉部	障害福祉課	アトリエ・ド・マリ	-	540,000	480,000	目黒区心身障害者・児通所施設運営事業補助金交付要綱	運営経費
健康福祉部	障害福祉課	たんぼぼの会	-	900,000	900,000	目黒区心身障害者・児通所施設運営事業補助金交付要綱	運営費
健康福祉部	障害福祉課	睦月会	-	-	1,500,000	目黒区心身障害者・児通所施設運営事業補助金交付要綱	建設費
健康福祉部	障害福祉課	目黒区障害者就労支援センター	-	10,834,207	18,832,307	目黒区補助金等交付規則	運営費
健康福祉部	障害福祉課	社会福祉協議会(福祉の店)	7,284,828	7,284,828	7,252,860	社会福祉法人に対する補助に関する条例、目黒区福祉の店運営事業補助金交付要綱	人件費、事業費
健康福祉部	障害福祉課	愛隣会(あゆみ園)	18,041,202	18,201,069	17,706,345	社会福祉法人に対する補助に関する条例、知的障害者援護施設運営事業補助要綱	運営費
健康福祉部	生活福祉課	目黒区遺族会	271,680	269,655	288,160	目黒区補助金等交付規則	バス研修会
健康福祉部	保育課	ニコニコ保育園等(12)	151,786,600	154,977,350	160,916,171	目黒区保育室運営費補助金交付要綱	運営費
都市整備部	都市計画課	めぐろ街づくり公社	-	-	115,035,177	目黒区補助金等交付規則	人件費、事業費
都市整備部	道路管理課	交通安全協会(2)	1,890,000	1,890,000	1,890,000	目黒区補助金等交付規則	運営費
環境清掃部	ゴミ減量課	リサイクルめぐろ推進協会	60,529,485	68,234,443	60,580,153	リサイクルめぐろ推進協会に対する補助に関する要綱	事業費、人件費
区議会	区議会事務局	区議会議員互助会	720,000	720,000	720,000	目黒区補助金等交付規則	事業費、文化会、野球会
区議会	区議会事務局	区議会議員待遇者会	1,200,000	1,200,000	1,200,000	目黒区補助金等交付規則	事業費(管内・管外視察、研究会)
教育委員会	教育委員会企画調整課	目黒区教育会	2,270,000	2,043,000	2,043,000	目黒区教育委員会補助金等交付要綱	教育活動に係る事業に対し支給する(団体運営費)
教育委員会	教育委員会企画調整課	東京都退職校長会目黒支部	225,000	225,000	225,000	目黒区教育委員会補助金等交付要綱	東京都退職校長会目黒支部の運営費の一部として一括支給(団体運営費)
教育委員会	教育委員会企画調整課	目黒区芸術文化振興財団	186,256,846	179,034,491	197,971,075	財団法人目黒区芸術文化振興財団に対する助成に関する条例	芸術文化の振興に係る財団運営に対する助成(事業経費及び管理経費)
教育委員会	教育委員会企画調整課	めぐろシティカレッジ振興会	1,943,360	1,885,760	1,886,000	目黒区教育委員会補助金等交付要綱	めぐろシティカレッジの運営に対する助成(団体運営費)
教育委員会	教育委員会指導課	目黒区立学校教職員互助会	1,800,000	1,800,000	1,800,000	目黒区教育委員会補助金等交付要綱	団体運営費
教育委員会	教育委員会地域学習課	中学校PTA連合会	447,540	447,540	447,540	目黒区補助金等交付規則、目黒区立小・中学校PTA連合会補助金交付要綱	学校や地域社会との連携を深め、児童の健全育成を図る事業の定額補助(奨励的)
教育委員会	教育委員会地域学習課	小学校PTA連合会	950,760	950,760	950,760	目黒区補助金等交付規則、目黒区立小・中学校PTA連合会補助金交付要綱	学校や地域社会との連携を深め、児童の健全育成を図る事業の定額補助(奨励的)

Ⅱ 財政援助団体の財務事務及び経営の管理について

財団法人目黒区芸術文化振興財団
財団法人目黒中小企業勤労者サービスセンター
社会福祉法人目黒区社会福祉事業団

目 次

第1. 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 特定した事件（監査のテーマ）及び監査対象年度	1
3. 監査のテーマ選定の理由	1
4. 外部監査の方法	1
5. 外部監査の実施期間	1
6. 外部監査人補助者の資格と人数	1
第2. 外部監査の対象とした3団体の概要と監査の視点及び監査結果	2
[1] (財) 目黒区芸術文化振興財団	2
1. 監査対象の概要	2
2. 監査の視点	6
3. 監査の結果及び意見	6
(1) 経理処理について	6
(2) 契約書の保存管理と規程の整備について	8
(3) 美術品等所蔵作品の管理について	8
(4) 固定資産の管理について	8
(5) 補助金の執行にあたって留意すべきもの	9
4. 監査の結果に基づく提言	9
(1) 経理事務職員の研修	9
(2) 預かり資産の棚卸事務の明確化	9
(3) 当財団の資金的運営努力	9
(4) 絵葉書、図録等の商品の棚卸しと整理	10
(5) 退職給付引当金について	10
[2] (財) 目黒区中小企業勤労者福祉サービスセンター	11
1. 監査対象の概要	11
2. 監査の視点	15
3. 監査の結果及び意見	15
(1) 補正予算の手続きが適切を欠くもの	15
(2) 予算執行が適当でないもの	15
(3) センターニュース発行にあたり留意すべきもの	16
(4) 評議員会活性化を検討すべきもの	16
(5) 退会費別金の見直しを検討すべきもの	16
(6) 積立預金の運用について	17
(7) 会計経理処理等の事務処理について	18

4. 監査の結果に基づく提言	18
(1) 職員の適正配置について	18
(2) 事業の提携・合併について	18
(3) 基金の運用管理について	18
(4) 退職給付引当金について	19
[3] 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団	20
1. 監査対象の概要	20
2. 監査の視点	27
3. 監査の結果及び意見	27
(1) 決算書の科目が適切でないもの	27
(2) 減価償却の計算方法が適切でないもの	28
(3) 費用按分計算の規定化が望まれるもの	28
4. 監査の結果に基づく提言	29
(1) 契約の見直しについて	29
(2) 食材単価の合理性検討について	29
(3) 介護保険請求にかかる事務手続きについて	29
(4) 退職給付引当金について	30
第3 利害関係	31

財政援助団体の財務事務及び経営の管理について

第 1. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

目黒区条例第 35 号（目黒区外部監査契約に基づく監査に関する条例）第 2 条に定める地方自治法第 252 条の 27 第 2 項に規定する目黒区との包括外部監査契約に基づく監査。

2. 特定した事件（監査のテーマ）及び監査対象年度

(1) 外部監査対象

- ①（財）目黒区芸術文化振興財団
- ②（財）目黒区中小企業勤労者福祉サービスセンター
- ③（社福）目黒区社会福祉事業団

(2) 外部監査対象期間

主として平成 13 年度執行分、ただし、必要に応じて平成 14 年度及び過年度分についても監査した。

3. 監査のテーマ選定の理由

区が出資している財政援助団体のうち出資割合、補助金の額の大きさ、区との関わりの深さを考慮し、上記の 3 団体を選定した。財政援助団体は区政を補完する役割を有し区民の生活にも関わりが深いことから、補助金の経理のみならず、団体についての財務状況、業務運営、経営改善の状況等事業全般について監査する必要を認めた。

4. 外部監査の方法

監査の実施にあたっては、財政援助団体の行う事業が関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかの主眼をおき、財務事務に係る監査のほかに、経済性、効率性、有効性の観点を加味し、関係者への質問、関係書類・関係帳簿の閲覧、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに現場確認その他の必要と認めた監査手続きを実施した。

5. 外部監査の実施期間

平成 14 年 8 月 27 日から平成 15 年 2 月 7 日

6. 外部監査人補助者の資格と人数

公認会計士	2名	佐藤紀彦	宗直樹
行政実務経験者	1名	都筑宏充	

第2. 外部監査の対象とした3団体の概要と監査の視点及び監査結果

[1] (財) 目黒区芸術文化振興財団

1. 監査対象の概要

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

財団法人目黒区芸術文化振興財団（以下、「財団」という。）は昭和62年10月1日に設立され、その事業の目的は、目黒区における芸術文化の振興を図り、もって地域社会の発展向上に寄与することを目的とする。

(2) 事業の内容

財団は上記事業目的を達成するために、次の事業を行っている。

- ① 美術作品等に関する展覧会事業
- ② 音楽、演劇等に関する鑑賞事業
- ③ 芸術文化に関する、調査、研究、情報提供及び普及事業
- ④ 区から受託する芸術文化振興事業及び文化施設の管理運営
- ⑤ その他財団の目的を達成するために必要な事業

(3) 区との関係

① 出資出えんの状況

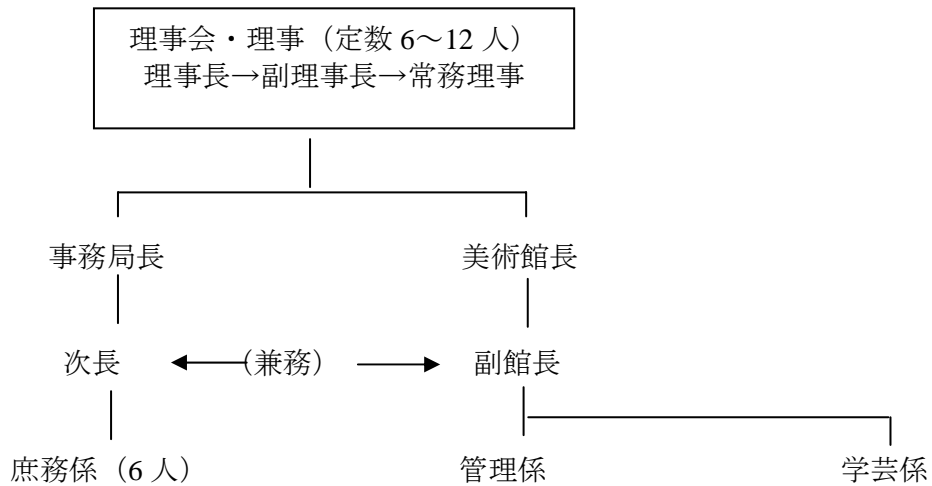
区は財団に2億円全額を出資している。

② 区からの業務受託関係

- ア) 目黒区美術館の施設管理運営に関する事務受託
- イ) 目黒区美術館の使用料および観覧料に関する収納事務受託
- ウ) 目黒区美術館に関する刊行物の販売受託
- エ) 物品借受契約

(4) 組織（平成 14 年 3 月 31 日現在）

① 財団組織



事務局庶務係は、美術館管理係を兼務

② 職員数：学芸員 6 名 事務 6 名 館長 1 名 計 13 人

2. 経営の状況

財団の平成 13 年度の活動は、寄付行為に基づき目黒区における芸術文化の振興を図り、地域社会の発展向上に寄与することを目的に、財団の自主事業及び区からの受託事業を展開した。

美術館活動としては、企画展「生誕 100 年記念 荻須高德展」をはじめとした展覧会、教育普及活動としてワークショップ等を実施するとともに区民ギャラリーの貸出しを行い、延べ 130,021 人の入館者を数えた。

平成 13 年度の収入合計は 265 百万円で、支出合計は 262 百万円である。

収入の内 85.85%にあたる 227 百万円が区からの補助金等の収入であり、残りの 14.15%のうち事業収入は 12.57%で 33 百万円であった。今日の低金利下で基本財産の果実である基本財産運用収入はわずか 797 千円で収入合計の 0.3%である。また、財団運営を補助するミュージアムショップ運営及びラウンジ運営の収入（受託販売手数料、絵葉書等販売収入、コーヒー等販売収入）からなる特別会計より 2,500 千円の繰入金収入を得た。

3. 経営成績及び財政状態

収支計算書及び貸借対照表の勘定科目の各金額は、公益事業たる一般会計と収益事業たる特別会計との合計金額である。

(1) 経営成績

最近3年間の収支計算総括表に基づく収入と支出の比較は以下のとおりである。

収支計算書

(単位：円)

勘定科目	平成11年度 (平成11年4月1日 ～平成12年3月31日)	平成12年度 (平成12年4月1日 ～平成13年3月31日)	平成13年度 (平成13年4月1日 ～平成14年3月31日)
収入の部			
基本財産運用収入	1,240,000	797,808	797,808
事業収入	11,807,513	10,587,711	33,370,340
補助金等収入	217,332,093	212,784,672	227,870,791
寄付金収入	300,000	0	0
雑収入	619,499	791,884	882,160
繰入金収入		0	2,500,000
当期収入合計 A	231,299,105	224,962,075	265,421,099
前期繰越収支差額 B	40,107,449	36,722,008	39,281,749
収入合計 C=A+B	271,406,554	261,684,083	304,702,848
支出の部			
事業費	103,749,543	94,333,566	113,681,000
管理費	130,491,173	127,618,558	145,662,121
繰入金支出	0	0	2,500,000
区返還金	443,830	450,210	464,940
予備費	0	0	0
当期支出合計 D	234,684,546	222,402,334	262,308,061
当期収支差額 A-D	△3,385,441	2,559,741	3,113,038
次期繰越収支差額 C-D	36,722,008	39,281,749	42,394,787

繰入金収入及び繰入金支出は特別会計から一般会計への繰入金額である。

(主な増減理由)

平成12年度及び13年度の基本財産運用収入が減少しているが、昨今の低金利下の影響によるものである。平成11年度の基本財産預金利子は年利0.62%であったが、平成12年度以降は主な金利は0.4%と減少している。

平成13年度の事業収入が平成12年度と比較して22,782千円増加している。財団の事業収入は一般会計（観覧料収入、図録販売収入、ワークショップ参加費）及び特別会計（受託販売手数料、絵葉書等販売収入、コーヒー等販売収入）の合計であるが、展覧会事業のうち「生誕100年記念 荻須高德展」が人気を集め観覧者数59,463人に達し、観覧料収入は18,786千円を記録した。同時に事業費19,347千円増加しているのは上記荻須高德展にかかわる事業費23,094千円が主な増加理由である。

(2) 財政状態

最近3年間の比較貸借対照表は次のとおりである。

(単位：円)

勘定科目	平成11年度 (平成12年3月31日現在)	平成12年度 (平成13年3月31日現在)	平成13年度 (平成14年3月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金預金	52,033,291	55,784,235	52,919,507
有価証券	3,902,728	3,918,125	3,918,125
未収入金	77,160	899,390	106,527
商品	1,161,997	1,130,706	1,060,383
貯蔵品	81,077	42,798	55,215
仮払金	0	0	242,820
流動資産合計	57,256,253	61,775,254	58,302,577
固定資産			
基本財産			
預金	200,000,000	200,000,000	200,000,000
固定資産合計	200,000,000	200,000,000	200,000,000
資産合計	257,256,253	261,775,254	258,302,577
負債の部			
流動負債			
未払金	8,084,939	11,674,170	8,937,607
預り金	12,357,367	10,627,225	6,799,080
仮受金	91,939	192,110	171,103
流動負債合計	20,534,245	22,493,505	15,902,790
正味財産の部			
正味財産	236,722,008	239,281,749	242,394,787
(うち基本金)	(200,000,000)	(200,000,000)	(200,000,000)
(うち当期正味財産増加額)	(△3,385,441)	(2,559,741)	(3,113,038)
負債及び正味財産合計	257,256,253	261,775,254	258,302,577

(主な増減理由)

特に大きな増減はない。

未払金は諸経費等の未払いであり、預り金は区委託料・区補助金の返還予定金、源泉所得税の預り金である。また仮払金は展覧会等に関わるものである。

2. 監査の視点

- (1) 預金・有価証券等の管理は適正で、基金は効率的に運用されているか
- (2) 貸借対照表諸項目の実在性、網羅性はどうか
- (3) 法人住民税及び消費税の計算、納付手続は妥当か
- (4) 退職給与引当金等の計上がされているか
- (5) 観覧料収入等の収益は実現主義に従って計上され、その計上手続きは妥当か
- (6) 費用（支出）は発生主義により計上されているか。

また、その使用状況は効率的か（人件費・償却費を除く）

- (7) 補助金は交付目的に従って使用されているか
- (8) 委託料の算定方法は妥当か、またその支出は妥当か
- (9) 一般会計特別会計間の収支は妥当か
- (10) 特別会計の事業収支は適正に処理されているか
- (11) 予算の補正・流用の根拠とその手続きは妥当か
- (12) 契約手続きは所定の基準に従って適正になされているか
- (13) 給与、旅費、手当等は規定に従って支出されているか
- (14) 所蔵作品の管理は適正にされているか
- (15) 固定資産等物品の管理は適正か
- (16) 財団の抱える問題点あるいは課題は何か

3. 監査の結果及び意見

- (1) 経理処理について

① 平成14年3月31日現在の仮払金の精算残高 62,737 円を未収入金に振替えている。これは、2件の催し物（ワークショップ）用に、20,372 円と 42,365 円に別途現金保管しているものである。会計上は期末に現金残高に含めるべきである。

また、下記のように発生した荻須展の仮払金残高（平成14年3月31日現在）の精算洩れがある。

(単位：円)

支払日	摘要	金額
平成13年5月20日	荻須展釣銭用仮払金の支出	10,000
平成13年6月1日	荻須展釣銭用仮払金の支出	1,000
平成13年6月3日	荻須展受託商品損失分仮払	1,150
平成13年6月13日	荻須展受託商品損失分仮払	25,000
平成13年6月20日	荻須展受託商品損失分仮払	5,670
	合計	42,820

なお、この 42,820 円は釣り銭残高の不足金であり、非課税取引になる。また、釣り銭残高不足は現金の紛失等の原因が考えられるが、現金の管理は厳重にすべきである。

また、精算仕訳は平成 14 年 8 月 28 日に以下のように決定執行されている。

(借方) 仮払金 42,820 円 (貸方) 管理運営費一雑費 42,820 <課税仕入>

精算仕訳は借方、貸方が逆になっており、訂正を要する。

② 商品の絵葉書についてはほとんど数年前の作品であり販売可能性に難があるものである。

③ 利息収入計上洩れと補助元帳の印刷について

特別会計の有価証券残高(平成 14 年 3 月 31 日現在)は中期国債ファンドであるが、これに関し利息収入の計上洩れが 11,150 円あり 6 月 13 日に遅れて計上している。また、期中増減がない場合には補助元帳が印刷されないシステムのため平成 14 年 1 月分から 3 月分の補助元帳が作成していない。印刷出来るようなシステムにすることが望ましい。

④ 消費税の課税非課税等の区分設定に疑義があるものがあつた。具体的には、

i) 負担金支出のうち朝日陶芸展 3,675,000 円、荻須高德展 11,500,000 円が非課税取引となっていたが、課税取引である。

ii) 銀行の振込手数料は非課税取引で処理されていたが、課税取引である。

iii) 交際費のうち香典は不課税であるが、課税取引となっていた。

消費税については、期末に主要な項目について、課税・不課税のチェックを行う必要がある。

⑤ 財団の事業収入である観覧料収入、図録等販売収入などは基本的には受付窓口で日々集計し翌日には預金に入金している。売上計上は観覧日、販売日を基準に実現主義によって正しく計上されていた。

ただし、財団の負担で購入あるいは作成した図録は支出した時点で費用化されているので、今後の課題として将来図録を多量に取り扱う場合には、資産計上し、売上と売上原価を対応させることが必要になる。また商品としての在庫管理も必要になる(帳簿の作成や期末棚卸の実施等)。しかし、現在の取扱量では数量による日頃の管理と期末の在庫数量確認及び販売可能性がない不良品等の廃棄手続き等を行うことで足りると思われる。

(2) 契約書の保存管理と規程の整備について

契約書等の具備要件、整理状況等の監査を実施した結果以下の問題のものがある。

- ① 起案書に予定価格の記載がない。
- ② 見積もり合わせが行われていない。
- ③ 契約書関連の書類が展覧会ごとにファイルされているだけで、予算書・起案書・見積書・契約書・請求書までの一連の書類を契約毎にファイルする必要がある。
- ④ 契約事務については処務規定しかなく、区と同様の規定を作成する必要がある。少なくとも下記の2規定は必要である。

「目黒区契約事務規則」 第四章 随意契約 第39条 予定価格の決定

第40条 見積書の徴収

- ⑤ 平成13年3月3日から行われた「所蔵作品展」についてのカタログ等デザイン制作費、チケット、ポスター、カタログ印刷費に係る契約書が期間的な余裕がなかったとのことで、契約書が作成されていなかったため、今後このようなことがないように注意されたい。
(7件 1,449,100円)

(3) 美術品等所蔵作品の管理について

現在収蔵庫等に保管されている所蔵品については、棚卸規定が無く、毎年制度的に行う棚卸の実施が行われていない。善管義務という観点からも、所蔵品を所有する区及び無償で借受けている財団が棚卸しをすることが必要と思われる。作品の現在高、現況を把握しなければ保険請求事務も行えないので、この点改善の余地がある。

なお、美術品のうち区役所に設置してある「梵鐘」（香取正彦氏作品）は、財団が区より無償で借受けているが、現況では保管責任を財団が持つのは、場所が離れているので不適當と思われる。管理替えが可能であることを確認し、区の適当な部署で保管を担当するようにし、財団の所蔵としない方が管理責任体制上望ましい。

(4) 固定資産の管理について

- ① 財団が使用する物品は区との「物品貸付契約書」により無償で借受けているが、固定資産台帳である「管理委託物品目録」は前年度のもの支給されている。物品貸付契約は毎年度契約されるので、その基礎となった管理委託物品目録（備品台帳リスト）を区から当年度のものを毎年度入手して善良なる注意義務をもって管理すべきである。
- ② 区から無償貸与を受けている事務用機器で、古くなり使用していないものがあつた。陳腐化したりして使用できない物品については迅速に区に報告をし、所定の廃棄手続きを行うよう要請する必要がある。

(5) 補助金の執行にあたって留意すべきもの

美術館で執行している補助金については、次のように妥当でない点が見受けられたので今後の執行にあたっては留意されたい。

- ① 補助金についての交付要綱が制定されていない。
- ② 補助金を前年度の実績を基に算出しているため、積算の算定根拠が明確でないものがある。
- ③ 美術館警備の委託会社は同一であるが、夜間警備委託（年額 4,312 千円）は区からの受託事業で執行し、昼間警備委託（年額 7,859 千円）は補助金で執行するなど受託事業と補助金の振り分けがわかりにくい点が見られる。
- ④ 交付条件で業務等の遂行状況については、半期ごとに区長に報告することとなっているが報告がされていない。

4. 監査の結果に基づく提言

(1) 経理事務職員の研修

財団の設立目的の趣旨にあるように、民間企業の経営手法を取入れるなど弾力的で効率的な運営を目指しており、また財団の管理施設の範囲も平成 14 年度から拡大するため、今後は、民間企業でも行われているような税務経理の専門知識の研修を経理事務職員に受けさせる必要がある。特に消費税の課税区分については伝票処理の担当者が消費税の税務知識を必要とする。

また、財団の経理事務は、観覧収入の管理だけではなく、資金管理、棚卸資産管理、預かり資産の管理等について、民間企業の管理手法を研修等により導入を図ることが望ましい。

(2) 預かり資産の棚卸事務の明確化

財団は区から所蔵品等の資産を預かっているが、一般的には預かり資産の保管責任がある場合、棚卸を行い資産の実在性の確認をし、物品の破損状況等の状態を確かめ保管証明を発行し、管理責任を履行している。財団で物品棚卸に関する実行可能な事務手続きの規定化をすることが必要である。財団が区から独立しているという意識が不足すると区から預かった資産の管理意識が希薄になるし、反対に、区も財団に資産を無償貸与しているのでその管理意識も希薄になる可能性があり、この点注意が必要となる。

(3) 当財団の資金的運営努力

昨今の低金利、デフレ経済下で基本金の運用の果実が期待できず、ペイオフによりその安全性も保証できない時代に突入する中、財団ではその収入確保が今までになく求められる時代になっている。芸術文化はソフト的な財産でありそのソフトに価値がないと設備の意味もなくなる。また交通の便がよくなるにつれて、他の美術館や文化ホールとの競合もある程度考慮しなければならない。このような状況では常設展示室がない目黒区では、高い芸術性を保ちながら企画による観覧収入の増加等の資金確保努力が今後とも必要になると思われる。

(4) 絵葉書、図録等の商品の棚卸しと整理

絵葉書、図録等の資産は決算時、棚卸しの際に、不良品や販売可能性のない商品を稟議決済後、処分をするような手続きが必要である。売れる商品を明確にし、売れないものは整理し、処分するという販売店の品揃え、売場面積当たり、ないし商品保管面積あたり利益率の確保も意識すべきである。

(5) 退職給付引当金について

以下は区において検討すべきことではあるが、財団の職員の退職金支給額については、区の補助対象項目となっているため、決算報告書において退職給付引当金が計上されていない。退職者が発生する年度において、財団の基準による職員の退職金の全額を区に補助金として申請する方式によっているため、退職者の退職年度にはじめて補助金収入と退職金がそれぞれ計上される。しかし、退職手当規程が整備されており、将来退職金を支払う義務が既に発生していること、かつ、財政状態を明瞭に把握する観点から退職給付引当金を計上することが望まれる。また、会計処理として引当計上しないまでも、期末要支給額を注記することにより、支払義務が既に発生している旨及び金額を明確にすべきである。

なお、平成 14 年 3 月 31 日現在の財団の職員自己都合退職要支給額は 9 名 7,255 千円である。また、当該金額は区が平成 14 年 11 月に公表している平成 13 年度の連結バランスシートに計上されている退職給付引当金 24,493,314 千円には含まれていない。

[2] (財) 目黒区中小企業勤労者福祉サービスセンター

1. 監査対象の概要

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

財団法人 目黒区中小企業勤労者サービスセンター（以下「センター」という。）は、目黒区内の中小企業に勤務する勤労者と事業主、及び区内に居住し区外の中小企業に勤務する勤労者並びに区民に対して勤労福祉事業を行い、もって中小企業並びに地域社会の振興、発展に寄与することを目的とする。

(2) 事業の内容

センターは上記事業目的を達成するため次の事業を行っている。

- ① 東京都及び区が行う勤労福祉事業推進への協力事業
- ② 中小企業勤労者の在職中の生活安定に係る事業
- ③ 中小企業勤労者の健康維持増進に係る事業
- ④ 中小企業勤労者の老後生活の安定に係る事業
- ⑤ 中小企業勤労者の自己啓発、余暇活動に係る事業
- ⑥ 中小企業勤労者の財産形成に係る事業
- ⑦ その他センターの目的を達成するために必要な事業

(3) 区との関係

① 出資出えんの状況

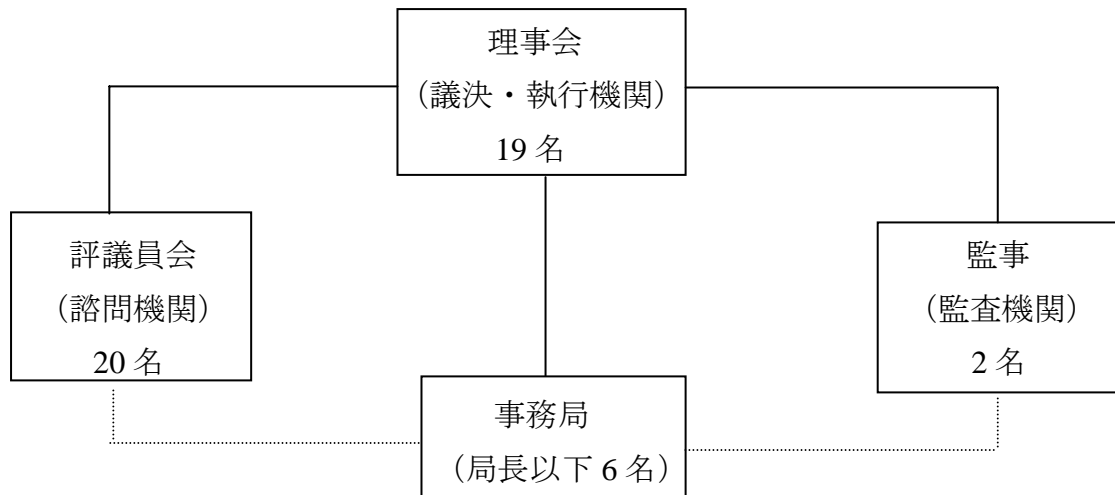
区はセンターに3億円全額を出資している。

② 区からの業務受託関係

区との事務委託契約に基づき、目黒区勤労者生活資金貸付制度の窓口となっている。本契約に伴う区からの委託料は無料となっている。

(4) 組織

センターは事務所を東京都目黒区中町2丁目44番13号に置き、平成14年4月1日現在、理事長以下役員18名及び職員6名（局長、次長は区からの派遣職員）で構成されている。その組織は次のとおりである。



2. 経営の状況

センターは設立当初の平成2年には1,500事業所、4,384人の会員数であったが、近年の経済環境の低迷により、平成14年4月現在では1,016事業所、2,941人と事業所数、会員数とも大幅に減少している。区内中小企業事業所数約12,750に対する加入率（平成13年度当初8.5%）も漸減傾向にある。また、区内中小企業従業員数からみた加入率も2.8%と伸び悩みの状況である。

これは区内の中小事業所の高齢化に伴う廃業・倒産等のほか、若年層の加入率が低くなっていることによる。今後は会員の拡大と魅力ある事業の展開が望まれている。

3. 経営成績及び財政状態

(1) 経営成績

平成13年度の収入の主なものは補助金等の収入で62%あまりを占めている。掛金・事業収入は34%となっている。支出は1億627万余円であるが、うち人件費が5,401万余円で約半分（50.8%）であり、事業費は4,009万余円、残りは管理運営費で1,012万余円となっている。

最近3年間の比較収支計算書は次のとおりである。

収支計算書

(単位：円)

科 目	平成 11 年度 (平成 11 年 4 月 1 日 ～平成 12 年 3 月 31 日)	平成 12 年度 (平成 12 年 4 月 1 日 ～平成 13 年 3 月 31 日)	平成 13 年度 (平成 13 年 4 月 1 日 ～平成 14 年 3 月 31 日)
<収入の部>			
1 基本財産運用収入	2,000,958	2,006,574	1,483,256
2 掛金収入	16,442,200	15,596,600	14,608,400
3 事業収入	13,944,285	15,076,303	21,107,235
4 補助金等収入	47,215,265	54,932,709	66,117,000
5 雑収入	1,467,619	1,277,715	893,180
6 特定預金取崩収入	2,345,000	2,750,000	1,855,000
当期収入合計	83,415,327	91,639,901	106,064,071
前期繰越収支差額	4,482,904	8,247,126	12,175,053
収入合計	87,898,231	99,887,027	118,239,124
<支出の部>			
1 事業費	55,992,171	56,965,667	65,416,440
人件費等	23,831,887	24,276,149	25,324,293
生活安定事業費	8,942,500	7,302,500	6,485,000
健康維持事業費	404,984	314,174	459,467
自己啓発事業費	310,035	304,358	296,855
余暇活動事業費	22,079,155	24,045,314	32,005,845
印刷製本費	253,575	531,351	589,920
雑費	170,035	191,821	255,060
2 管理費	23,383,378	30,656,560	38,817,755
人件費等	13,510,660	20,937,605	28,689,983
管理運営費	9,872,718	9,718,955	10,127,772
3 特定預金支出	275,556	89,747	63,784
4 補助金返還金支出	0	0	1,974,952
当期支出合計	79,651,105	87,711,974	106,272,931
当期収支差額	3,764,222	3,927,927	△208,860
次期繰越収支差額	8,247,126	12,175,053	11,966,193

主な増減として、平成 13 年度から新規にハイウェイカードの取扱を始めたため事業収入、支出の事業費ともに増加している。補助金等収入の増加の主な要因は人事異動に伴い管理費の人件費が増えたことによる。基本財産運用収入は低金利を反映して減となっている。

(2) 財政状態

最近3年間の比較貸借対照表は次のとおりであり、特に大きな増減はない。基本財産等は確実に運用されているが、別項の「積立預金の運用について」のとおり検討すべき点がある。

科 目	平成 11 年度 (平成12年3月31日現在)	平成 12 年度 (平成13年3月31日現在)	平成 13 年度 (平成14年3月31日現在)
I 資産の部	460,376,617	463,885,293	459,155,778
1 流動資産	11,647,343	17,816,272	14,877,973
現金	195,498	126,508	105,457
普通預金	11,451,845	17,689,764	14,772,516
2 固定資産	448,729,274	446,096,021	444,277,805
基本財産	300,000,000	300,000,000	300,000,000
その他の固定資産	148,729,274	146,096,021	144,277,805
II 負債の部			
1 流動負債	3,400,217	5,641,219	2,911,780
未払金	3,033,667	5,080,232	2,510,643
預り金	366,550	560,987	401,137
III 正味財産の部			
正味財産	456,976,400	458,244,074	456,243,998
(うち基本金)	300,000,000	300,000,000	300,000,000
(うち当期正味財産増加額)	1,694,778	1,267,674	△2,000,076
負債及び正味財産合計	460,376,617	463,885,293	459,155,778

2. 監査の視点

- (1) 預金の資金運用方法は効率的か
- (2) 貸借対照表諸項目の实在性、網羅性かどうか
- (3) 法人税、消費税の納付額は妥当か
- (4) 退職給与引当金等の計上がされているか
- (5) 収益は実現主義に従って計上されているか
- (6) 補助金は交付目的に従って使用されているか
- (7) 委託料の算定方法は妥当か、また、その支出は妥当か
- (8) 各事業は効率的かつ有効に執行されているか
- (9) 会計経理等の事務処理は適切か
- (10) 予算の補正・流用の根拠とその手続きは妥当か
- (11) 契約手続きは所定の基準に従って適正になされているか
- (12) 給与、旅費、手当等は規程に従って支出されているか
- (13) 固定資産等物品の管理は適正か
- (14) センターの抱える問題点あるいは課題は何か

3. 監査の結果及び意見

- (1) 補正予算の手続きが適切を欠くもの

センター財務規程第 21 条によれば予算の編成後に生じた理由により、予算を補正する場合は理事会に提出して承認を得なければならないとされている。ところが、平成 14 年 3 月に管理費の人件費の臨時職員賃金（377,000 円）が不足したため、管理費の管理運営費の加入促進費より流用を行っている。また、この際事業費の人件費給料手当（192,00 円）についても補正（流用）処理している。これは同一理由に基づく人件費予算であり、かつ増額を伴わない既定財源内のやり繰りであるという説明であるが、事前に理事会に提出して、承認を得るように留意すべきである。

- (2) 予算執行が適当でないもの

管理運営費の加入促進費は会員の加入促進のための PR 経費等であり、毎年当初予算で 100 万円計上されているが、本来の目的である加入促進のためには、平成 13 年度では 46,300 円しか執行されていない。平成 11 年度では 54,000 円、平成 12 年度では 196,750 円の執行となっており、毎年度同様の傾向で事実上補正・流用の財源化している。これは経費の直接かからない商工団体等の広報紙による会員の加入促進活動が中心となっているとのことではあるが、会員数も減少しつづけていることから、本来目的に沿った計画的な予算執行に努められたい。

(3) センターニュース発行にあたり留意すべきもの

センターは機関誌としてセンターニュースを年間8回発行（平成13年度2,570,253円）しているが、そのうちの4回が発行部数とページ数等が起案・決定した事項と納品されたもので異なっている。例えば第1回の98号の発行部数は起案・決定では4ページ、3,500部となっているが実際に納入されたのは6ページで3,600部となっている状況に応じ、ページ数や発行部数の変更はあり得るとしても、変更の経過を文書化しておくよう留意されたい。

また、センターニュースについては広告料の収入確保にむけての努力があまりなされていない。新規掲載の開拓に向けて、なお一層の努力をすることが望まれる。

(4) 評議員会活性化を検討すべきもの

諮問機関である評議員会（定数20名）の出席者は、毎回半数近くであり、決定機関である理事会とほぼ毎回（年間3回実施）同様の議題で議事録をみてもその内容は低調であり、あまり機能していない。開催日時も理事会と同一の日にちであり、会議時間も短時間で終了している。財団運営に対する評議員の積極的な提言の場が十分確保され評議員会が活性化するように検討すべきである。

(5) 退会餞別金の見直しを検討すべきもの

センターは給付金事業を実施している。給付金事業について、23区の同様の団体との給付内容を比較検討したところ、退会餞別金を給付しているのは特別区では目黒区ほか1区のみである。

以下の表からもわかるとおり、給付金事業における退会餞別金の金額はかなり大きいウェイトを占めている。給付金事業における退会せん別金は、当初はそれまでの会員の労苦に対する報いやセンター事業への協力に対する感謝という一定の意味合いがあったが、限られた財源を最大限有効に活用し、現会員へのサービス向上を図るという観点からみると、今日的意義が薄れていると思われるので、見直し改善に向けて、今後具体的に検討されたい。

平成13年度 給付金支給実績

（単位：円）

項 目	単 価	給付実績
結 婚 祝 金	10,000	270,000
出 産 祝 金	5,000	200,000
就 学 祝 金	5,000	415,000
成 人 祝 金	5,000	30,000
銀 婚 祝 金	10,000	260,000
金 婚 祝 金	20,000	200,000
死 亡 弔 慰 金	10,000～200,000	2,630,000
災 害 見 舞 金	5,000～50,000	0
入 院 見 舞 金	5,000～20,000	365,000
障 害 見 舞 金	10,000～200,000	260,000
退 会 餞 別 金	5,000～15,000	1, 855,000

(6) 積立預金の運用について

① 運営資金積立預金

センターはその他の固定財産として運営資金積立預金を平成 14 年 3 月 31 日現在 1 億 400 万円保有している。この額はセンターの 1 年間の収支予算額にほぼ匹敵する額であるが、特段の利用目的は計画されていない。この資金は平成 2 年にセンター発足時に、旧目黒区勤労者共済会から引き継いだ資金約 3,800 万円が原資であり、その後基本財産（3 億円）の利子等で増えつづけたものである。その推移は下表のとおりである。経済状況の変化や不測の事態に対処できるよう、自主財源強化の一助としてこれまで積み立ててきたということであるが、目的を明示せずこのまま積み立てていることは適当でない。資金の具体的有効な活用を図るよう検討されたい。

運営資金積立預金の推移

(単位：円)

	利子による 増加額	減 少 額	期 末 額	備 考
平成 2 年				当初引継ぎ額 38,083,013
3	27,641,677		65,679,690	
4	17,516,792		83,196,482	
5	12,733,431		95,929,913	
6	9,202,015		105,131,928	
7	1,906,807	3,133,401	103,905,334	減少額は事業費不足分に充当
8		1,905,334	102,000,000	同 上
9	2,000,000		104,000,000	
10			104,000,000	利子は一般会計の収入へ計上
11			104,000,000	同 上
12			104,000,000	同 上
13			104,000,000	同 上

② 餞別金積立預金

上記の運営資金積立預金とは別にセンターは、その他の固定財産として餞別金積立預金を平成 14 年 3 月 31 日現在 4,027 万余円積み立てている。しかしながら、この預金の取り崩し額は毎年 200 万円前後であり、また、前述した指摘事項のとおり、この退会餞別金の支出については今後見直すよう指摘しているので、その内容を踏まえて今後の積立預金のあり方について十分検討されたい。

(7) 会計経理処理等の事務処理について

- ① 平成 13 年度の印刷製本費のうち、平成 14 年 3 月 4 日計上した映画チケット利用補助券印刷費 71,232 円が管理費の印刷製本費に計上されている。しかしこの経費は本来、管理費ではなく事業費の印刷製本費に計上するのが正しい処理である。この結果、補助金算出の基礎となる管理費が過大になり補助金を過大に請求する結果となっているのは適切でない。
- ② センターでは住民税均等割 70,000 円を每期納付しているが、この計上時期は現金基準によって計上され、納付時に租税公課に計上している。本来は発生主義に基づき未払住民税として計上することが正しい処理である。

4. 監査の結果に基づく提言

(1) 職員の適正配置について

事務局には組織の項で述べたとおり、職員 6 名がいるがその内 2 名は管理職で区からの派遣職員（部長職 1 名、課長職 1 名）である。派遣にあたっては「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」によっており、派遣職員の給与はセンターが補助金等により負担している。しかし、センターが現在行っている事業の内容からすると、職員の管理体制としては適正な配置ではないと思われる。今後の事業拡大を考慮し、職務内容を精査し職員配置の見直しを検討されたい。

(2) 事業の提携・合併について

現在、宿泊を伴う旅行、スキーツアー等一部の事業において他区の同種団体との合同事業を実施している。近年このような宿泊を伴う事業は縮小傾向にあるので、このような事業についてはより積極的に同種団体との提携を図り、利用者のニーズに合わせるとともにスケールメリットが発揮できるような事業の発展に十分努められたい。

また、将来的には他区の同種団体との合併も視野に入れ事業の展開を図るよう検討されたい。

(3) 基金の運用管理について

平成 14 年 4 月 1 日にペイオフが一部解禁によりセンターは平成 13 年度決算において次のように対応している。

	H13.3.31 現在		H14.3.31 現在	
基本財産	定期預金	300 百万円	普通預金	300 百万円
餞別積立預金	定期預金	42 百万円	普通預金	40 百万円
運営資金積立預金	定期預金	104 百万円	普通預金	104 百万円

センターは目黒区の目黒区公金管理・運用方針及び目黒区公金運用基準に準じて行動することとし、現在のところ規程等を定める手続きはしていない。行動基準については、周知徹

底させるためにも、センター独自に理事会・評議員会の決議を経ておくことが望ましい。

(4) 退職給付引当金について

以下は区において検討すべきことではあるが、センターの職員の退職金支給額については、区の補助対象項目となっているため、決算報告書において退職給付引当金が計上されていない。退職者が発生する年度において、センターの基準による職員の退職金の全額を区に補助金として申請する方式によっているため、退職者の退職年度にはじめて補助金収入と退職金がそれぞれ計上される。

センターは計算書類の注記に「職員の退職金は該当年度、目黒区に補助金の一部として請求するため、積立は行わない。」と開示している。

しかし、退職手当規程が整備されており、将来退職金を支払う義務が既に発生していること、かつ、財政状態を明瞭に把握する観点から退職給付引当金を計上することが望まれる。また、会計処理として引当計上しないまでも、期末要支給額を注記することにより、支払義務が既に発生している金額を明確にすべきである。

なお、平成 14 年 3 月 31 日現在のセンターの職員自己都合退職要支給額は 4 名 8,171 千円である。また、当該金額は区が平成 14 年 11 月に公表している平成 13 年度の連結バランスシートに計上されている退職給付引当金 24,493,314 千円には含まれていない。

また、センターの現在の退職手当支給規程では、普通退職の場合と定年退職の場合の区別がなされておらず、他の出資団体の規程にある定年退職等の場合の退職手当についての規定がない。早急に実情に合った規程に改定すべきである。

[3] 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団

1. 監査対象の概要

1. 事業の概要

(1) 事業の目的

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団（以下「事業団」という）は、目黒区が設置する社会福祉施設の合理的、効率的、かつ柔軟な運営の確保を期し、その経営を委託するために平成元年10月2日に設立された。当事業団は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことが出来るよう支援し、目黒区と一体となって、目黒区社会福祉事業の推進をはかり、広く区民の福祉の向上と増進に寄与することを目的とする。

(2) 事業の内容

第1種社会福祉事業として以下の事業を行っている。

- ① 特別養護老人ホームの受託経営
 - (ア) 目黒区立特別養護老人ホーム中目黒
 - (イ) 目黒区立特別養護老人ホーム東が丘
 - (ウ) 目黒区立特別養護老人ホーム東山
- ② 母子生活支援施設の受託経営
 - (ア) 目黒区立東根荘
- ③ 知的障害者授産施設（通所）の受託経営
 - (ア) 目黒区立かみよん工房
- ④ 知的障害者更生施設（通所）の受託経営
 - (ア) 目黒区立大橋えのき園

第2種社会福祉事業として以下の事業を行っている

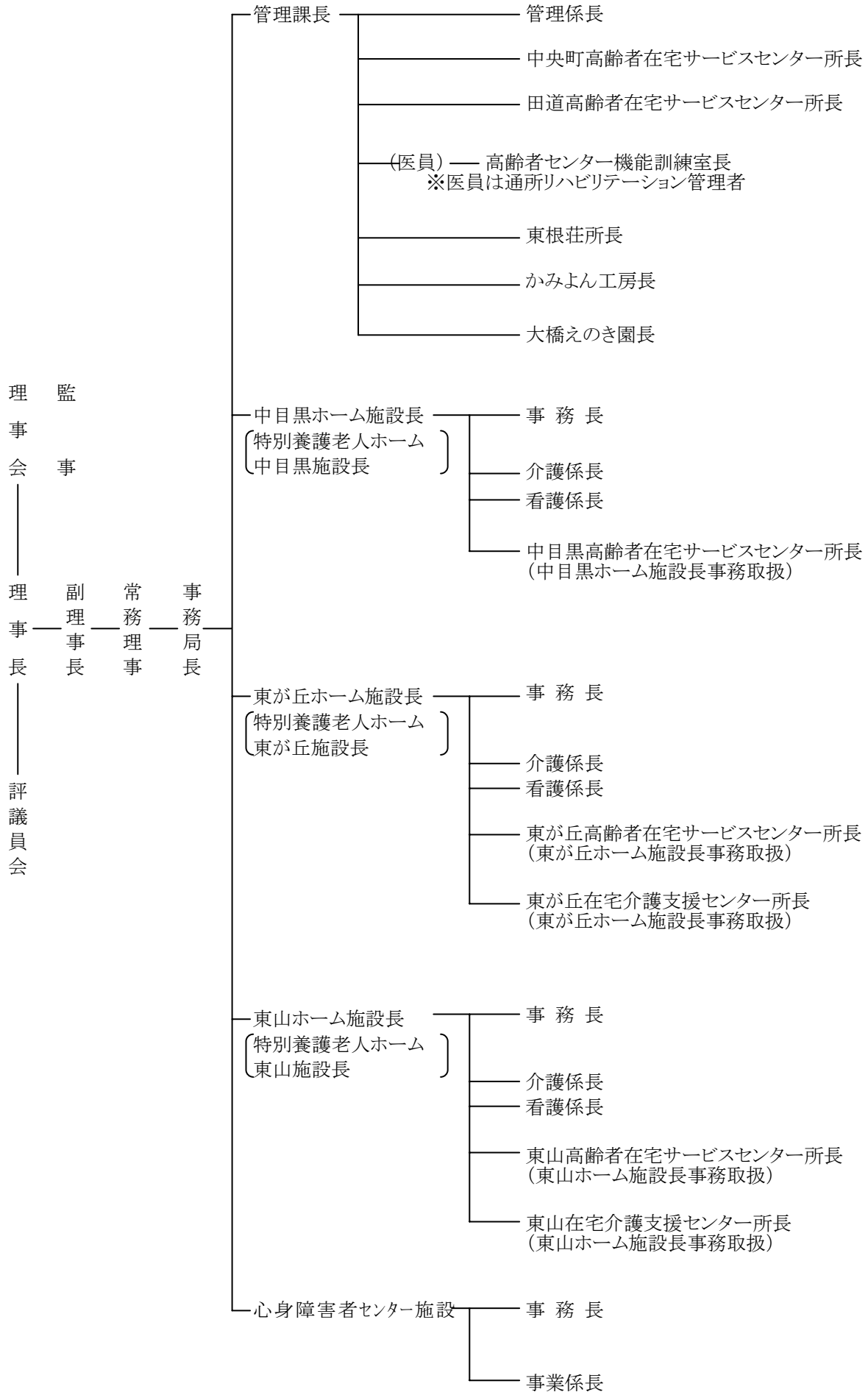
- ① 老人デイサービス事業の受託経営
 - (ア) 目黒区立中目黒高齢者在宅サービスセンター
- ② 老人デイサービスセンターの受託経営
 - (ア) 目黒区立中央町高齢者在宅サービスセンター
 - (イ) 目黒区立田道高齢者在宅サービスセンター
 - (ウ) 目黒区立東が丘高齢者在宅サービスセンター
 - (エ) 目黒区立東山高齢者在宅サービスセンター

- ③ 老人短期入所事業の受託経営
 - (ア) 目黒区立特別養護老人ホーム中目黒
 - (イ) 目黒区立特別養護老人ホーム東が丘
 - (ウ) 目黒区立特別養護老人ホーム東山
- ④ 老人介護支援センターの受託経営
 - (ア) 目黒区立東が丘在宅介護支援センター
 - (イ) 目黒区立東山在宅介護支援センター
- ⑤ 身体障害者福祉センターの受託経営
 - (ア) 目黒区心身障害者センターあいアイ館

(3) 区との関係

- ① 出資出えんの状況
 - 区は事業団に 500 万円の出資をしている。
- ② 区からの業務受託関係
 - 事業団は以下のとおりの業務を受託している。
 - (ア) 特別養護老人ホーム
 - (イ) 高齢者在宅サービスセンター
 - (ウ) 在宅介護支援センター
 - (エ) 高齢者センター機能訓練室
 - (オ) 母子生活支援施設
 - (カ) 心身障害者センター
 - (キ) 知的障害者通所授産施設
 - (ク) 知的障害者通所更生施設
 - (ケ) 高齢者福祉住宅

(4) 組織 (平成 14 年 3 月 31 日現在)



2. 経営の状況

平成 13 年度は、社会福祉基礎構造改革の流れの中で、当事業団を含めた社会福祉法人は様々な変革への対応が求められた。こうした状況の中で、事業運営にあっては、理事会・評議員会において議決・承認された事業計画に基づき、目黒区及び関係機関との連携を図りながら、合理的、効率的かつ柔軟な施設運営に努めるとともに、職員の福祉意識の高揚と資質の向上に積極的に取り組み、一定の成果をあげている。具体的には、以下の主要課題についての取り組みを実施している。

① 安定した経営基盤の確立

事業団の経営規模は、心身障害者センターを含めると 16 の区立施設を受託し、常用労働者数では 300 人規模に至るなど、拡大の方向にある。このような状況の中で介護報酬や利用料収入を見据えた執行体制について引き続き検討を行っていく。

② 新規受託事業の円滑な立ち上げ等

心身障害者センターの円滑な立ち上げを図った。また、田道高齢者在宅サービスセンターの入浴設備を活用した通所介護サービスを開始するとともに、東根荘の職員を増員して宿直制を導入し、母子生活支援機能の向上を図っている。

③ 苦情解決への取り組み

社会福祉法による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みについて、平成 14 年度制度化に向けて検討を行った。

④ 職員の能力向上

職員研修について体系化を図り、事業団としての研修計画を策定し、職員の研修を実施した。また、職員採用にあたっては、良質なサービスを支える資質の高い職員を確保する観点から、社会福祉士、介護福祉士の資格要件として、職員採用を行った。さらに、職員参加のもとに作成した望ましい職員像を評価項目とする「評価制度」の導入については引き続き検討を行っていく。

⑤ ホームページの開設

心身障害者センターのホームページを開設した。事業団のホームページの開設については、引き続き検討を行っていく。

⑥ 介護保険施設における平成 15 年度以降の執行体制の検討

介護保険施設における執行体制については、平成 12 年度から平成 14 年度までの経過措置として、特別養護老人ホームでは利用者：直接処遇職員の比率を常勤換算比 2.5 : 1 として維持することとしているが、介護保険制度に係わる「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」の職員配置基準を念頭に平成 15 年度以降の執行体制について引き続き検討を行っていく。

⑦ 障害者施設における支援費支給制度化への対応

平成 15 年度に措置制度から利用者が施設を選択する支援費支給制度に変更される障害者福祉サービスについて、動向を注視した。

3. 経営成績及び財政状態

資金収支計算書及び貸借対照表の勘定科目の各金額は、社会福祉事業会計、公益事業会計及び授産施設会計の合計額である。

(1) 経営成績

最近3年間の収支計算総括表に基づく収入と支出の比較は以下の通りである。

資金収支計算書

(単位：円)

勘定科目		平成11年度	平成12年度	平成13年度	
		(平成11年4月1日 ～平成12年3月31日)	(平成12年4月1日 ～平成13年3月31日)	(平成13年4月1日 ～平成14年3月31日)	
経常活動による収入	介護保険収入	—	2,149,030,660	2,106,870,606	
	経常費補助金収入	2,048,950,840	489,596,316	756,604,791	
	寄付金収入	4,264,640	6,610,669	3,313,574	
	雑収入	12,045,821	12,436,354	13,555,250	
	受取利息配当金収入	183,032	260,078	169,701	
	経常収入計	2,065,444,333	2,657,934,077	2,880,513,922	
	支出	人件費支出	1,439,665,963	1,752,263,925	1,865,434,857
		事務費支出	410,329,123	575,437,707	693,510,985
		事業費支出	215,449,247	322,009,224	319,779,715
		経常支出計	2,065,444,333	2,649,710,856	2,878,725,557
経常活動資金収支差額		0	8,223,221	1,788,365	
施設整備等による収入	施設整備等補助金収入	0	1,155,524	0	
	固定資産取得支出	0	9,378,745	1,788,365	
	施設整備等資金収支差額	0	△8,223,221	△1,788,365	
当期資金収支差額合計		0	0	0	

(主な増減理由)

平成 12 年度から介護保険法が施行されたため、介護保険収入が当該年度より発生している。平成 11 年度については、区からの運営費補助については経常費補助金収入勘定にて処理していたが、平成 12 年度より、介護保険に対応する部分については、介護保険収入勘定を使用している。したがって、平成 12 年度においては、経常費補助金収入は減少している。

平成 12 年度及び平成 13 年度の収入及び支出の増加については、以下のとおり部門数が増加したことによる。

平成 12 年度増加部門

特別養護老人ホーム東山
東山高齢者在宅サービスセンター
東山在宅介護支援センター

平成 12 年度減少部門

東が丘在宅介護支援センター（ホームヘルプ事業）

平成 13 年度増加部門

心身障害者センター

平成 13 年度において、経常費補助金収入が増加しているのは、心身障害者センターに係わる補助金が、経常費補助金収入勘定にて処理されていることによる。

(2) 財政状態

最近3年間の貸借対照表の比較は以下の通りである。

(単位：円)

勘定科目	平成11年度 (平成12年3月31日現在)	平成12年度 (平成13年3月31日現在)	平成13年度 (平成14年3月31日現在)
資産の部			
流動資産			
現金預金	243,797,315	351,765,465	305,222,057
未収金	2,437,367	1,572,839	2,086,392
立替金	0	307,728	600,429
仮払金	4,174	49,928	36,988
流動資産合計	246,238,856	353,695,960	307,945,866
固定資産			
基本財産			
基本財産特定預金	5,000,000	5,000,000	5,000,000
その他の固定資産			
車両運搬具	—	9,952,011	7,222,948
器具及び備品	43,302,073	19,050,996	17,570,918
固定資産合計	48,302,073	34,003,007	29,793,866
資産合計	294,540,929	387,698,967	337,739,732
負債の部			
流動負債			
未払金	238,146,820	322,274,912	272,983,857
預り金	8,092,036	31,104,529	34,962,009
仮受金		316,519	
流動負債合計	246,238,856	353,695,960	307,945,866
純資産の部			
国庫補助金等特別積立金	48,302,073	34,003,007	29,793,866
負債及び正味財産合計	294,540,929	387,698,967	337,739,732

(主な増減理由)

平成13年度は平成12年度に比べ、現金預金及び未払金が減少している。平成12年は、設置1年目の箇所が多かったため、期末の未払金が多かったが、設置2年目になり、期末の未払金が減少し、その支払資金としての現金預金が減少したことによる。

平成12年度は平成11年度に比べ、資産、負債が増加している。これは資金収支表の増加内容と同じく、部門数の増加によるものである。

2. 監査の視点

- (1) 預金の運用方法は効率的か
- (2) 貸借対照表の実在性、網羅性はどうか
- (3) 退職給付引当金は計上されているか
- (4) 収益は実現主義に従って計上されているか
- (5) 委託料の算定方法は妥当か、また、その支出は妥当か
- (6) 補助金は交付目的にしたがって使用されているか
- (7) 予算の補正・流用の根拠とその手続きは妥当か
- (8) 契約手続きは所定の基準に従って適正になされているか
- (9) 給与、旅費、手当等は規定に従って支出されているか
- (10) 固定資産等物品の管理は適正か
- (11) 事業団の抱える問題点あるいは課題は何か
- (12) 同一の業務内容について、各部門間で整合性を取っているか
- (13) 介護保険の導入による増加した作業を効率的に行っているか

3. 監査の結果及び意見

- (1) 決算書の科目が適切でないもの
 - ① 中目黒の固定資産集計表中の無形固定資産に器具及び備品とあるが、内容は入居者預り金ソフトであるため、ソフトウェア勘定等の科目名に変更すべきである。
 - ② コピー機保守点検料又は複写機 MG 料金あるいはパフォーマンスチャージ料については以下のように各箇所計上科目が異なっている。

計 上 科 目	箇 所
手数料	本部事務局 高齢者センター機能訓練室 心身障害者センター 大橋えのき園
業務委託費（保守料）	特別養護老人ホーム中目黒 特別養護老人ホーム東が丘 特別養護老人ホーム東山 中目黒高齢者在宅サービスセンター 中央町高齢者在宅サービスセンター 田道高齢者在宅サービスセンター 東が丘高齢者在宅サービスセンター 東が丘痴呆性高齢者デイホーム 東が丘在宅介護支援センター 東山高齢者在宅サービスセンター 東山痴呆性高齢者デイホーム 東山在宅介護支援センター
役務費	かみよん工房

介護保険法の導入にあたり、会計制度が変更となり、社会福祉法人は会計基準を、介護保険施設は指導指針を、授産施設は会計準則によることとなった。しかし、その後介護保険施設では会計基準、指導指針の選択が任意になったため、計上科目が複数となり、また、かみよん工房は平成14年度から授産会計基準の適用により手数料となっている。以上の経過はあるが、比較可能性を高めるため科目の統一を図るべきである。

(2) 減価償却の計算方法が適切でないもの

社会福祉法人会計基準では年度途中で取得した固定資産に係る減価償却の計算は、当該資産について計算される年間減価償却額を月数按分したのものによるが、以下のとおり月数按分していない固定資産がある。基準にそった会計処理をすべきである。

- ① 特別養護老人ホーム中目黒 … 平成14年2月取得のリクライニング車椅子は1年間分償却している。
- ② 特別養護老人ホーム東が丘 … 平成14年3月取得のパソコン、リクライニング車椅子、浴用リフト用ホイールチェアは1ヶ月分の償却をしていない。
- ③ 中央町高齢者在宅サービスセンター … 平成13年9月取得の電話設備については平成14年8月閉鎖により区への移管が確定しているため償却していない。

(3) 費用按分計算の規定化が望まれるもの

介護保険施設によっては、特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、痴呆性高齢者デイホーム、在宅介護支援センター等が併設されている。

各施設に共通する費用は、施設の使用割合、職員の従事割合、施設の帳簿価額の比、介護保険収入の比、その他その費用の性質に応じた合理的な基準によって各事業に按分し、これに基づいて区分経理することとなる。

東山ホームにおいては、各施設の費用按分として

- ① 光熱費並びに建物総合管理は延床面積
- ② 食事材料並びに食事調理委託は利用人員を基準としている。

しかし、その他の費用の按分基準はなく、また、基準となる按分表の延べ面積は新築時の工事実施設計工事概要に基づいており、事業報告書に記載されている床面積と不一致となっている。

現在、事業団において費用按分についての定めた規定がない。今後、施設ごとの事業活動収支計算書の精度を向上させるためにも、事業団としての費用按分についての規定化を早急にすべきである。

4. 監査の結果に基づく提言

(1) 契約の見直しについて

東が丘の建物総合管理契約（契約額 85,126 千円）については、平成 7 年の開所時に入札が行われているが、それ以来現在に至るまで毎年特命随意契約が行われている。

金額的にも重要なものであり、仕様も含めて契約締結方法について見直しを検討する必要があるものと思われる。事業団が、区の事業の受け皿的存在であることから、区と同様の基準にて契約を行う必要があると思われる。

(2) 食材単価の合理性検討について

納品伝票と、納入価格表との突合せを実施したところ一部不突合が生じた。

現在のところ年初の契約時に納入価格表を作成して売買契約書を締結しており、継続的な取引先として、店頭価格に比べて何割かの割引を受けている。生鮮食品については、日々値動きがあり、納入価格表の金額の記載は形式的な意味合いが強いものと思われるため、不突合が生ずるのは致し方ないものと思われる。

ただし、いまのところ実施しているのは、納品伝票と、請求書のチェックのみなので、少なくとも、納入価格表と、大きくずれがないかどうかのチェックは必要と考えられる。また、定期的に店頭価格をチェックし、納入価格との対応が合理的かをチェックする必要があるものと思われる。

(3) 介護保険請求にかかる事務手続きについて

介護保険制度が導入されてからまだ日も浅いことから、介護保険事務については若干の混乱も見受けられる。請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表等を閲覧したところ、請求手続きが遅れているケースがあったため、各施設における管理状況を調査した結果は次のとおりである。

箇所	作成している様式等
中目黒高齢者在宅サービスセンター	給付管理返戻一覧表を作成し返戻分については管理している
特別養護老人ホーム中目黒	利用者それぞれについて、保険請求額・利用者負担額・保険請求額について表を作成し管理している。また、加算額が必要となるもの、返戻があったものについては、別途確認表を作成している
東山高齢者在宅サービスセンター	国保連から送られてくる返戻一覧表をコピーし、表の横の空白部分にその後の処理について記載している
特別養護老人ホーム東山	返戻通知が来た時は、原則として当月処理を行う。ただし、ケアマネージャーとの付き合いが必要で連絡等が取れない場合は、チェックリストを作成し、処理が終了したものの消しこみを行い漏れがないようにしている
東が丘高齢者サービスセンター	特にチェックのための様式は設けていない
特別養護老人ホーム東が丘	特にチェックのための様式は設けていない
中央町在宅サービスセンター	特にチェックのための様式は設けていない
田道高齢者在宅サービスセンター	返戻については管理表の間違い等について、ケアマネージャーと連絡し2か月後の国保連通知にてそれが解消されたかどうかをチェックしている。保険請求はあるかどうかメモでチェックしている

上記のように各箇所で管理方法が異なっている。必ずしも統一の管理方法が望ましいとは限らないが、請求事務にもれないようチェック体制を強化すべきである。

(4) 退職給付引当金について

以下は区において検討をすべきことではあるが、事業団の職員の退職金支給額については、区の補助対象項目となっているため、決算報告書において退職給付引当金が計上されていない。退職者が発生する年度において、事業団の基準による職員の退職金の全額を区に補助金として申請する方式によっているため、退職者の退職年度にはじめて補助金収入と退職金がそれぞれ計上される。しかし、退職手当規程が整備されており、将来退職金を支払う義務が既に発生していること、かつ、財政状態を明瞭に把握する観点から退職給付引当金を計上することが望まれる。また、会計処理として引当計上しないまでも、期末要支給額を注記することにより、支払義務が既に発生している旨及び金額を明確にすべきである。

なお、平成14年3月31日現在の事業団の職員自己都合退職要支給額は230名405,606千円に達している。区の補助金歳出額が年間約17億円であることを考えると、退職者の発生による補助金への影響額はかなり重要性が高いものと思われる。また、当該金額は区が平成14年11月に公表している平成13年度の連結バランスシートに計上されている退職給付引当金24,493,314千円には含まれていない。

第3 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上